

群馬県
『学校における医療的ケア』実施ガイドライン

令和8年3月
群馬県教育委員会

はじめに

学校等における医療的ケア児の数は、近年の医療技術の進歩に伴い、全国的に増加傾向にあります。令和6年度に実施した文部科学省による調査では、日常的に医療的ケアが必要な幼児児童生徒は、特別支援学校で8,700人、幼稚園、小・中学校、高等学校等で2,559人が在籍しているという結果が出ています。国では、これまでに「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部を改正し、国が定める条件の下において学校の教職員についても特定の医療的ケア（以下「特定行為」という。）を実施することを可能としました。また、平成31年3月には、文部科学省初等中等教育局長通知「特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について」において、特定行為以外の医療的ケアを含め、小・中学校等を含む全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点について再整理が行われてきました。こうした中、令和3年9月に、医療的ケアを必要とする児童生徒等の教育の保障や保護者の負担軽減及び離職防止のための具体的な対応を求めた「医療的ケア児等支援法」が施行されました。今後学校における医療的ケアを取り巻く環境は、ますます変わることが予測されます。

群馬県教育委員会では、平成15年度より県立特別支援学校において医療的ケア実施のための体制構築に努めてきました。当初は、肢体不自由の特別支援学校3校において、隣接する肢体不自由児施設に看護師の派遣や医師による巡回指導を委託する形でのスタートでした。しかしその後、対象となる児童生徒の増加や対象となる特別支援学校の広がりを受け、令和7年度には、県立特別支援学校15校で91名の対象児童生徒に対し医療的ケアを実施しています。また、人工呼吸器の管理等、医療的ケアの内容が高度化あるいは多様化するとともに、市町村立の幼稚園、小・中学校等においても医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が年々増加する傾向にあることから、医療、療育、福祉、教育等の立場から県全体の医療的ケア実施体制を点検・評価するため「群馬県医療・教育等連携推進協議会」を設置しました。さらに、医療的ケアとして実施する行為の妥当性や安全性等について協議し、看護師や教員に対して具体的な助言を行うため、専門の医師や看護師で構成する「医療的ケア等安全対策チーム」を設置するなど、安心・安全な医療的ケア実施体制を整えてきました。

本ガイドラインは、各学校園において、教員や看護師など医療的ケアに関わる全ての職員が学校における医療的ケアについて理解を深め、多職種が相互にその専門性を理解して連携し、安全に医療的ケアを実施する際の手掛かりとなるよう、これまでの取組や学校の体制、医療的ケア実施上の配慮事項等を整理したものです。市町村立学校において、医療的ケア児が増加していることから、本ガイドラインが市町村教育委員会の参考となるよう示しました。

群馬県教育委員会では、本ガイドラインが、医療的ケアを実施する学校にとどまることなく、県内全ての学校関係者並びに医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の支援に関わる方々の間で共有されることにより、学校において安全かつ適性に医療的ケアが実施される基盤が整い、医療的ケアを必要とする全ての幼児児童生徒が安心して教育を受けることができるとともに、一人一人に応じた自立と社会参加の実現に資することを心から願っています。

目次

I	学校における医療的ケア	1
1	医行為と医療的ケアとは	
2	学校における医療的ケア実施の意義	
3	学校における医療的ケア実施に至る経緯	
4	群馬県における医療的ケアの内容	
5	医療的ケア実施に係る留意事項等	
II	医療的ケアの実施	11
1	医療的ケア実施体制	
2	医療的ケア実施に当たっての役割分担	
3	研修体制	
III	医療的ケア実施に係る手続きと様式集	17
1	手続き	
2	各種様式	
IV	医療的ケア実施における安全対策	20
V	資料	23
1	医療的ケア実施に係る各種要綱、要領	
2	医療的ケアに関する関係法令・通知	
3	学校における医療的ケアQ & A	

I 学校における医療的ケア

1 医行為と医療的ケアとは

(1) 医行為

医師及び看護師などの免許を有さない者による医行為は、医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条その他の関係法規によって禁止されています。ここでいう医行為とは、医師の医学的判断及び技術をもって行わなければ、人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為を反復継続する意思をもって行うこととされています。

(2) 医療的ケア

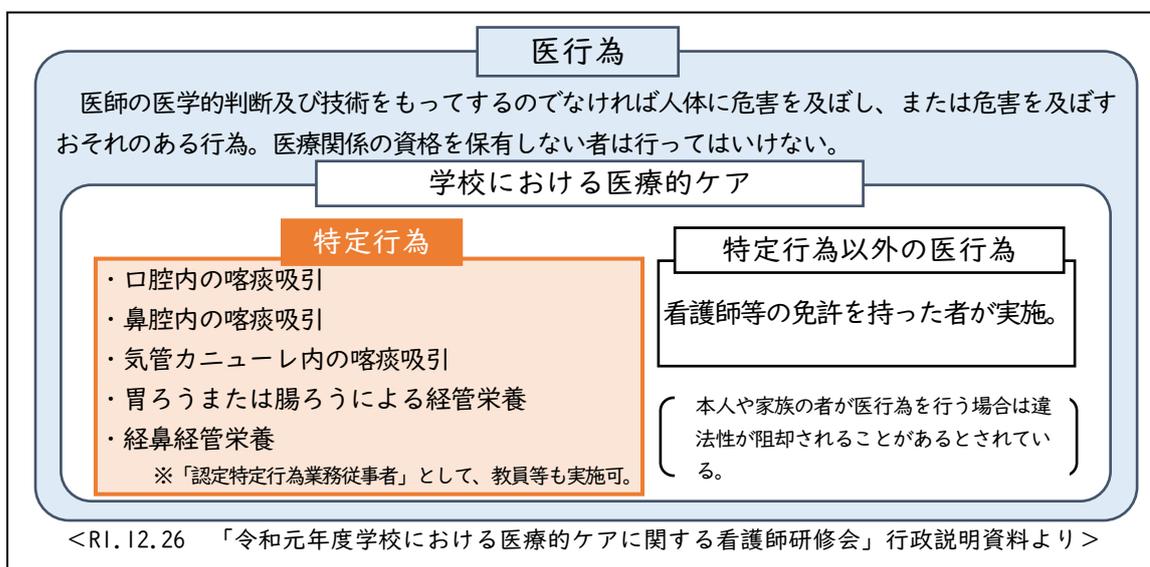
「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」では、「医療的ケア」とは、「人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう」とされています。また、一般的には、医療的ケアとは、病院などの医療機関以外の場所（学校や自宅など）で日常的に継続して行われる、喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射などの医行為を指し、病気治療のための入院や通院で行われる医行為は含まれないものとされています。

(3) 特定行為（教員が実施できる行為）

特定行為とは、所定の研修を受けたものが、一定の条件の下に、特定の者に対して実施できる医療的ケアを指します。

平成23年の「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」による「社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正」に伴い、文部科学省から、特別支援学校等を中心に主として特定行為を実施する際の留意事項が、各教育委員会に通知されました。そして、平成24年度からは、一定の研修を修了し、たんの吸引等の業務の登録認定を受けた介護職員等（認定特定行為業務従事者）が、一定の条件の下に特定の医療的ケア（特定行為）を実施できるようになりました。なお、特定行為とは、口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養の5つに限られます。

なお、看護師等が対応できる行為は、主治医からの指示書に基づいて学校で行う医行為となります。



(4) 「医行為」該当性の判断

学校における医療的ケアを実施する上で、「医行為」に該当するか否かを判断するのが難しい場面に遭遇することも多いです。この点について「医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について」(文部科学省初等中等教育局長通知 H17.8.25) 及び「医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について」(その 2) (文部科学省初等中等教育局特別支援教育課事務連絡 1.26) において、厚生労働省が示す「原則として医行為ではないと考えられるもの」が整理されています。

3 学校における医療的ケア実施に至る経緯

医療技術の進歩等を背景として、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な幼児児童生徒（以下「医療的ケア児」とする。）が増加する中、国及び各自治体の教育委員会においては、医療的ケア児が教育を受ける機会を確保するため、特別支援学校等に看護師又は准看護師（以下「看護師等」とする。）を配置するなど、学校における医療的ケアを実施するための体制整備に取り組んできました。

学校における医療的ケア実施に至る国と群馬県の主な動向は表のとおりです。

＜学校における医療的ケア実施に関する国と群馬県の主な動向＞

年度	国における主な動向	群馬県における主な動向
平成10	・ 特殊教育における医療・福祉と教員による三つの行為(咽頭より手前のたんの吸引、留置されている管からの注入による栄養、自己導尿の補助)の実施の可能性についての実践研究を開始（文部科学省）	
平成13	・ 看護師による対応を含めた養護学校における医療的ケア実施体制の在り方について、引き続き10県における実践研究を実施（文部科学省）	
平成15	・ 本県を含む全国32道府県に「養護学校における医療的ケアに関するモデル事業」を委嘱（文部科学省）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健福祉部障害政策課「障害(者)施設等訪問看護事業」と連携し、県立肢体不自由養護学校3校において医療的ケアを開始 ・ 保護者負担金1日500円、看護師は当面1日6名までのケアを実施 ※ 対象校：県立二葉養護学校（現二葉特別支援学校）、県立二葉高等養護学校（現二葉高等特別支援学校）、県立あさひ養護学校（現あさひ特別支援学校）
平成16	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等について医学的・法律学的整理」（厚生労働省医政局長通知10.20） ※ 一定の要件の下、教員がたんの吸引等を実施することはやむを得ないこととされた（実質的違法性阻却） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「県立養護学校訪問看護事業実施要綱」及び「県立養護学校訪問看護事業取扱要領」を定め、看護師派遣に係る訪問看護事業を県教育委員会の単独事業として実施
平成17	・ モデル事業を見直し、新たに「盲・聾・養護学校における医療的ケア実施体制整備事業」に着手（文部科学省）	・ 看護師を1名増員し、県立肢体不自由養護学校各校に専属の看護師派遣を可能に

	<ul style="list-style-type: none"> ・「医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について」(厚生労働省医政局長通知 7.26) (文部科学省初等中等教育局長通知 8.25) ※ 医療機関以外の場で行われる医行為であるか否かの判断に疑義を生じやすい行為(検温や酸素飽和度の測定等)が提示された 	
平成 18	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における医療的ケアに関する実態調査開始(文部科学省) 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護事業に係る施設との契約に係る事業委託費を増額し、保護者負担金無料化
平成 20		<ul style="list-style-type: none"> ・県立榛名養護学校沼田分校(現沼田特別支援学校)において医療的ケアを開始(知的障害特別支援学校で初めての実施)
平成 21		<ul style="list-style-type: none"> ・県立二葉高等養護学校の対象生徒の増加に伴い、看護師を 1 名増員
平成 22	<ul style="list-style-type: none"> ・中央教育審議会「特別支援教育のあり方に関する特別委員会」にて、障害が重度の児童生徒等に適切な教育を提供するためには、施設・整備等の基礎的條件の整備、十分な知識と技量を持った教育スタッフチームの配置・育成、看護師と教員が連携した医療的ケアの実施体制の整備が必要と整理された 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立あさひ養護学校の対象児童生徒の増加に伴い、看護師を 1 名増員
平成 23	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正」 ※ 一定の研修を修了し、喀痰吸引等の業務の登録認定を受けた介護職員等が一定の条件の下に特定の医療的ケアを実施できるようになった(厚生労働省老健局長通知 6.22) ・「特別支援学校等における医療的ケア実施に関する検討会議」設置(文部科学省) ・「特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について」(文部科学省初等中等教育局長通知 12.20) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「派遣看護師による緊急避難的な対応に伴う体制の整備について」(県教育委員会通知 6.20) ・「派遣看護師による非侵襲性陽圧人工呼吸器『BiPAP』のマスクの脱着について」(県教育委員会通知 2.13) ・「派遣看護師による胃ろうからの半固形物栄養剤の注入について」(県教育委員会通知 2.13)

平成 24	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「特別支援学校における喀痰吸引等の取扱いについて」(文部科学省初等中等教育局長通知 4.2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学校医療的ケア支援事業実施要綱及び医療的ケア支援教員研修(認定特定行為業務従事者養成等)実施要項を改定(県教育委員会 4.1)
平成 25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国において特別支援学校へ看護師等を配置するために必要な経費の 1/3 を補助(文部科学省) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「群馬整肢療護園生に対して教員が行うことができる医療的ケアの内容及び医療的ケア実施上の留意事項」(県教育委員会通知 4.1) ・ 「群馬県立特別支援学校において教員が行うことができる医療的ケアの内容及び医療的ケア実施上の留意事項」(県教育委員会通知 4.1) ・ 県立館林養護学校(現館林特別支援学校)及び県立館林高等特別支援学校において医療的ケアを開始
平成 26		<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立みやま養護学校藤岡分校(現藤岡特別支援学校)において医療的ケアを開始
平成 27		<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立富岡特別支援学校、県立吾妻特別支援学校において医療的ケアを開始
平成 28	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入について」(文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡 2.29) ・ 「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」(文部科学省初等中等教育局長通知 6.3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立高崎特別支援学校において医療的ケアを開始 ・ 肢体不自由特別支援学校への派遣看護師を増員
平成 29	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議」設置(文部科学省 10.26) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立伊勢崎特別支援学校において医療的ケアを開始
平成 30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「看護師による気管カニューレの事故抜去等の緊急時における気管カニューレの再挿入について」(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長通知 5.11) ・ 「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議の中間まとめについて」(文部科学省初等中等教育局長通知 6.20) ・ 「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議最終まとめ」(学校に 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立太田高等特別支援学校において医療的ケアを開始

	おける医療的ケアの実施に関する検討会議 2.28)	
平成 31	・「学校における医療的ケアの今後の対応について」(文部科学省初等中等教育局長通知 3.20)	・肢体不自由特別支援学校に学校と委託施設との連携窓口業務や看護師配置計画立案等の業務を行う常勤の看護師を配置
令和 2		<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立桐生特別支援学校において医療的ケアを開始 ・ 県立移管により県立太田特別支援学校において医療的ケアを開始(太田市立太田養護学校当時より医療的ケアを実施) ・ 県立渋川女子高等学校において医療的ケアを開始(県内高等学校において初めての実施)
令和 3	・ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(医療的ケア児支援法)(令和3年6月成立同9月施行)	・ 県立渋川特別支援学校において医療的ケアを開始
令和 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について」(その2)(厚生労働省医政局長通知 12.1)(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課事務連絡 1.26) ※ 平成17年通知に記載のない行為のうち、介護現場で実施されることが多いと考えられる行為を中心に、医行為ではないと考えられる行為が整理された 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 群馬県医療・教育等連携推進協議会設置 ・ 群馬県医療的ケア等安全対策チーム設置
令和 6		・ 県立盲学校において医療的ケアを開始
令和 7		<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立伊勢崎高等特別支援学校において医療的ケアを開始 ・ 医療的ケア児通学支援事業を開始

4 群馬県における医療的ケアの内容と実施者

学校で行う医療的ケア		看護師が実施	教員が実施
吸引	口腔（咽頭手前）	○	○
	口腔（咽頭奥）	○	
	鼻腔	○	
	気管切開部（カニューレ内）	○	
	気管切開部（カニューレ奥）	○	
	経鼻咽頭エアウェイ内	○	
経管栄養	鼻腔留置の管から	○	○
	胃ろうまたは腸ろう	○	○
	胃ろうからの半固形物栄養剤及びミキサー食の注入	○	○
	口腔ネラトン法	○	
	中心静脈栄養	○	
呼吸	気管切開部の衛生管理	○	
	ネブライザー等による薬液注入	○	
	経鼻咽頭エアウェイの装着	○	
	酸素療法	○	
	人工呼吸器の管理	○	
排泄	導尿	○	
	浣腸	○	
	人工肛門の管理	○	
その他	血糖値測定	○	
	インスリン注射	○	

※ 特定行為については、認定特定行為業務従事者養成研修（第3号研修）を終了し、特定行為業務従事者として認定された教員が、行うことができます。

※ 肢体不自由特別支援学校3校においては、群馬県教育委員会が登録研修機関となり、第3号研修を実施し、認定された教員が、特定行為について行うことができます。群馬県では特定行為を、口腔内吸引（咽頭手前）、経管栄養（経鼻、胃ろう）としています。

※ 「人工呼吸器の管理」など、個別性の高い医療的ケアの実施に当たっては、教育委員会との協議が必要です。教育委員会は、必要に応じて医師や看護師等の医療的ケアの実施に係る専門家等を招集し、当該行為の妥当性や安全性の観点から、実施に係る判断及び意見を聴取する必要があります。

※ 県立学校においては、医師の判断が必要となる行為（酸素療法における酸素量の減量や酸素使用の停止等）は、原則として、実施しないこととしています。

5 医療的ケア実施に係る留意事項等

(1) 特定行為の実施に係る留意点

<吸引(喀痰吸引)>

○ 筋力の低下などにより、たんの排出が自力では困難な者などに対して、吸引器によるたんの吸引を行います。

・口腔内の喀痰吸引は、看護師・認定特定行為業務従事者ともに実施が可能です。教員による実施の場合は、咽頭の手前までとします。しかし、咽頭の手前までの判断を教員等が行うことは困難が伴うこと、咽頭の手前であっても喀痰吸引の実施には個人差があることから、主治医又は指導医の指示により挿入するチューブの長さを決める必要があります。

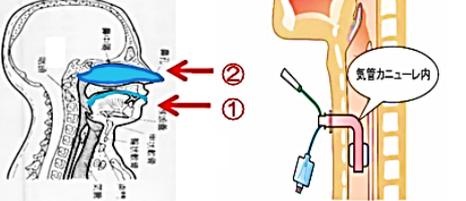
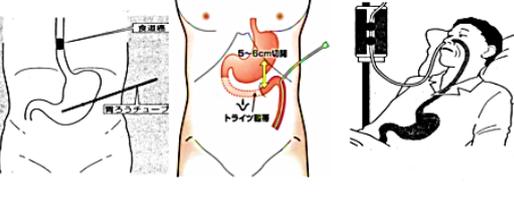
・鼻腔内及び気管切開部からの吸引は、看護師が実施します。

<経管栄養>

○ 摂食・嚥下の機能に障害があり、口から食事を摂ることができない、または十分な量を摂ることができない場合などに胃や腸までチューブを通し、流動食や栄養剤などを注入します。

・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養は、看護師・認定特定行為業務従事者ともに実施可能です。教員が実施する場合、胃ろう・腸ろうの状態に問題がないことの確認は、看護師が行います。

・経鼻経管栄養は、看護師・認定特定行為業務従事者ともに実施が可能です。教員が実施する場合、チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認は、看護師が行います。特に鼻からの経管栄養の場合、栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認は、判断を誤れば重大な事故につながる危険性があることから、個々の児童生徒等の状態に応じて、必要な頻度でチューブの位置の確認を行うことが求められます。

喀痰吸引(たんの吸引)	経管栄養
<p>(筋力の低下などにより、たんの排出が自力では困難な者などに対して、吸引器によるたんの吸引を行う。)</p>	<p>(摂食・嚥下の機能に障害があり、口から食事を摂ることができない、または十分な量をとれない場合などに胃や腸までチューブを通し、流動食や栄養剤などを注入する。)</p>
<p>①口腔内 ②鼻腔内 ③気管カニューレ内</p> 	<p>④胃ろう又は腸ろう ⑤経鼻経管栄養</p> 
<p>教員等によるたんの吸引は、咽頭の手前までを限度とする。</p>	<p>教員等によるたんの吸引は、気管カニューレ内に限る。カニューレより奥の吸引は気管粘膜の損傷・出血などの危険性がある。</p>
<p>胃ろう・腸ろうの状態に問題がないこと及び鼻からの経管栄養のチューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認は、看護師等が行う。</p>	
<p>留意点は「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について」(平成23年11月11日 社援発1111第1号厚生労働省社会・援護局長通知)より要約</p>	

<学校における医療的ケアへの対応について(文部科学省)より>

(2) 学校における医療的ケア実施に係る手順・記録等の整備に関する留意点

ア 教員が特定行為を行う場合には、認定特定行為業務従事者として群馬県知事の認定を受けている必要があることや、その認定の範囲内で特定の対象者に対し特定行為を行うこと、医師の指示を受けていることなど、法令等で定められた手続き（参照P16）が必要です。

イ 保護者は、児童生徒等が登校する日には、その日の当該児童生徒等の健康状態及び特定行為の実施に必要な情報を連絡帳等に記載し、安全な医療的ケアの実施のために学校との情報共有が必要です。

ウ 教員又は看護師は、連絡帳等により当該児童生徒等の健康状態等を登校時に確認します。連絡帳等に保護者から健康状態に異常があると記載されている場合は、行為を行う前に看護師等と確認をする必要があります。

※学校における医療的ケアは対象児童生徒等の体調が安定していることが前提です。保護者には、児童生徒等の健康状態によっては医療的ケアを実施できないことや保護者の付添いが必要になることについて十分に理解を求める必要があります。

エ 看護師又は教員は、個別マニュアルに則して行為を実施するとともに、実施に際して気付いた点を連絡帳等に記録し、保護者と情報共有する必要があります。

オ 主治医又は指導医に定期的な報告をするため、実施記録を整備することが必要です。

カ 医療的ケア実施中に万一異常があった場合は直ちに行為を中止し、個別マニュアルに則して保護者及び主治医等への連絡と必要な応急措置をとることが必要です。（実施者が教員であれば直ちに看護師等の支援を求めます。）

II 医療的ケアの実施

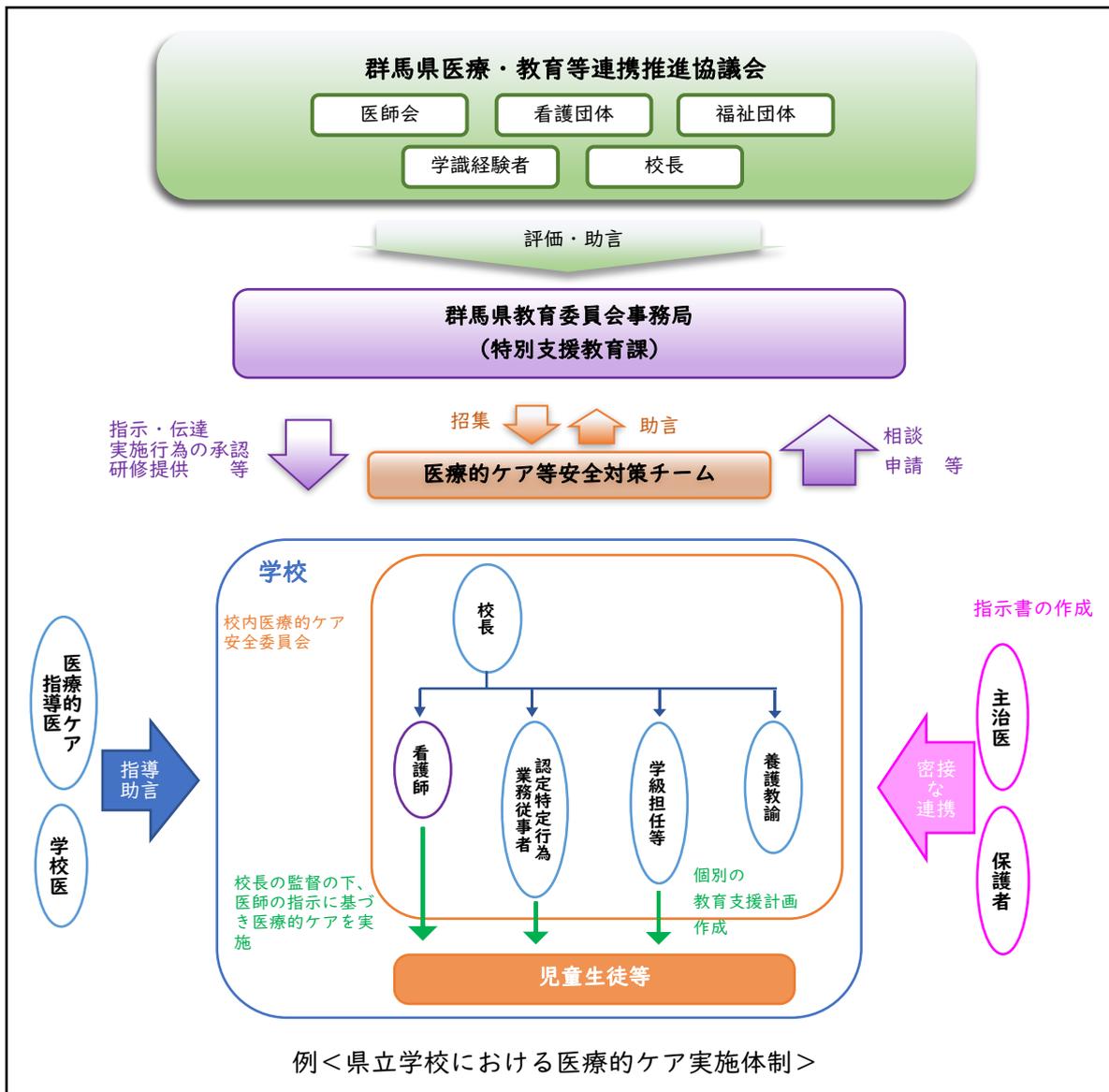
I 医療的ケア実施体制

学校における医療的ケアの実施に当たっては、医療の専門的知見が不可欠です。県教育委員会では、医療的ケア実施体制及び病弱教育の実施体制を点検・評価するために、群馬県医療・教育等連携推進協議会を設置しています。

また、医療的ケアの実施に当たり、医学の専門家から、学校における医療的ケアの行為の妥当性や安全性の観点により実施の判断や助言を得るため、医療的ケア等安全対策チームを設置しています。

さらに、学校における安全・適正な医療的ケア実施体制の整備及び医療的ケアを必要とする児童生徒等の教育の充実を図ること目的とし、医療的ケアを実施する学校へ医師（指導医）を派遣し、教員及び看護師に対し指導・助言を行うこととしています。

ここでは、県としての取組を示すものであり、各自治体においては、実情等に合わせ医療的ケアの実施体制の整備に努めていただく必要があります。



2 医療的ケア実施に当たっての役割分担

学校は、児童生徒等が集い、人と人との触れ合いにより人格の形成がなされる場であり、学校における教育活動を行う上では、医療的ケアの有無にかかわらず、児童生徒等の安全の確保が保障されることが前提です。こうした観点から、学校における医療的ケアの実施は、医療的ケア児に対する教育面・安全面で、大きな意義を持つものです。これまでの取組を通じ、医療的ケア児の通学日数が増加し、日々の授業の継続性が保たれることで、教育内容が深まったり、教職員と医療的ケア児との関係性が深まったりするなどの成果が確認されていることから、本質的な教育的意義があると考えます。

こうした意義を踏まえ、安全に医療的ケアを実施するためには、関係者が役割を分担し、相互に連携協力しながらそれぞれの役割において責任を果たしていくことが必要です。当該医療的ケア児が在籍する学校やその設置者である教育委員会は、安全に医療的ケアを実施するため、教職員や医療関係者、保護者等関係者の役割分担を整理することが求められます。（H30.2.28「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議最終まとめ参照」）

<各関係者の役割>

県教育委員会

- ・群馬県医療・教育等連携推進協議会の設置、運営
- ・医療的ケア安全対策チームの設置、運営
- ・医療的ケア指導医の委嘱
- ・医療的ケアを実施する看護師の確保及び設置
(事業委託を含む)
- ・医療的ケアに係るガイドライン等の策定
- ・医療的ケアに係る学校看護師、教職員の専門性向上のための研修の企画、運営
- ・登録研修機関として特定行為業務従事者研修(第3号研修)の実施

各学校

- ・校内委員会の設置
- ・ガイドラインに則った学校ごとの実施要領の策定
- ・医療的ケアの実施にかかる計画書や報告書の作成
- ・危機管理への対応を含む個別マニュアルの作成
- ・緊急時への対応
- ・ヒヤリ・ハット事例の蓄積と共有
- ・看護師との連携・情報共有
- ・近隣の関係機関(福祉・医療等)との連絡体制の整備
- ・医療的ケアの実施
- ・検討部会の実施

教職員

- ・医療的ケア児と学校における医療的ケアの教育的意義の理解
- ・医療的ケアに必要な衛生環境理解
- ・健康観察
- ・教室の環境整備
- ・保護者、看護師、養護教諭との連携・情報共有
- ・ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積と予防対策
- ・緊急時の個別マニュアルの作成への協力
- ・自立活動の指導等
- ・緊急時の対応

認定特定行為業務従事者は、実際に医療的ケアを実施します。医療的ケアに関するより深い知識や手技の向上が必要です。

養護教諭

<教職員に加えて>

- ・保健教育、保健管理等の中での支援
- ・児童生徒等の健康状態の把握
- ・医療的ケア実施に関わる環境整備
- ・主治医、学校医、医療的ケア指導医等医療関係者との連携・情報共有
- ・看護師等、教職員との連携・支援
- ・研修会の企画・運営への協力

看護師

- ・医療的ケアの実施
- ・主治医、学校医、指導医等医療関係者との連携・情報共有
- ・教職員、保護者との連携・情報共有
- ・認定特定行為業務事業者である教職員への指導・助言
- ・医療的ケア実施の記録・管理・報告
- ・必要な医療器具、備品等の管理
- ・緊急時マニュアルの作成
- ・緊急時の対応と事故防止対策についての助言

保護者

- ・子の教育と健康に関する第一主義的な責任を有することの理解と医療的ケアを実施できる健康状態にあることの確認・報告
- ・学校との連携・協力
- ・緊急時の連絡手段の確保
- ・定期的な医療機関への受診(主治医からの判断を仰ぐ)
- ・医療的ケアに必要な医療器具等の準備(学校が用意するものを除く)
- ・緊急時の対応
- ・学校と主治医との連絡体制の構築への協力

実施施設

群馬県教育委員会が群馬県立特別支援学校訪問看護事業を委託している施設

- ・ 医療的ケアを実施する看護師の確保
- ・ 教育委員会及び学校との連携・協力
- ・ 検討部会の開催及び指導・助言
- ・ 定期的な巡回指導
- ・ 医療的ケア児の把握
- ・ 医療的ケアに関する研修

指導医

医療的ケアに精通し、学校巡回指導や校内医療的ケア委員会での助言等、校内支援体制の充実に資する医師

- ・ 検討部会における指導・助言
- ・ 定期的な巡回指導
- ・ 医療的ケア実施要領や個別マニュアル等の確認
- ・ 個別の手技に関する看護師等への指導
- ・ 主治医との連携
- ・ 医療的ケアに関する研修
- ・ 課外活動や宿泊学習等への参加の判断にあたっての指導・助言

学校医

学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する医師

- ・ 各学校での医療的ケアに係る委員会への参加
- ・ 医療的ケアの実施要領や個別マニュアル等の確認
- ・ 医療的ケア実施にあたっての指導・助言
- ・ 主治医との連携
- ・ 緊急時に係る指導・助言
- ・ 課外活動や宿泊学習等への参加の判断にあたっての指導・助言
- ・ 感染症等への対応に関する指導・助言

主治医

患者の診療に主たる責任を有する医師

- ・ 本人や学校の状況を踏まえた指示書等の作成
- ・ 緊急時にかかる指導・助言
- ・ 個別の手技に関する看護師等への指導
- ・ 学校への情報提供
- ・ 保護者への説明

3 研修体制

学校における痰の吸引等の医療的ケアが安全・適正に実施され、児童生徒等の日々の教育の充実を図るため、認定特定行為業務従事者を養成するとともに、医療的ケアの実施の有無にかかわらずすべての教員が、児童生徒等の障害や健康状態、医療的ケアに関わる多職種との連携の必要性等を理解し、必要な知識・技能を習得することを目的として研修を行います。（＜研修課程＞参照）

以下は、県立学校における医療的ケア支援教員研修の体制を示しています。

(1) 学校が企画運営する研修

医療的ケアを実施する学校は、関係する医療機関の医師、看護師及び理学療法士等の専門職、または、その他の医療、療育、教育等の各機関の専門家を講師とした研修を実施します。

① 基礎分野研修

対象校の全教員を対象とします。障害の種類とその特性、バイタルサインチェックの基礎、感染症及びその対応、姿勢の在り方、重度・重複障害児童生徒等の救急医療（緊急時の対処法）、教育の場における医療的ケアの在り方及びその意義、その他各対象校において必要とする内容を取り扱います。

② 専門分野研修

医療的ケアが必要な児童生徒等に関係する教員、医療的配慮を必要とする児童生徒等と係わる教員を対象とします。呼吸機能障害の理解と介助方法、摂食機能障害の理解と介助方法（口腔衛生を含む）、てんかん発作の理解と対応、痰の吸引及び経管栄養の理解と実習、安全対策、バイタルサインチェックの実際、呼吸障害への対応、摂食機能障害への対応、感染症予防、姿勢介助及び姿勢変換（補助具等の活用方法を含む）、重度・重複障害児童生徒の救急医療、緊急時の対処方法、その他各対象校において必要とする内容を取り扱います。

(2) 認定特定行為業務従事者養成研修（第3号研修）

① 登録研修機関

群馬県教育委員会は、学校における痰の吸引等の医療的ケアを実施するため、社会福祉士及び介護福祉士法に定める登録研修機関として群馬県知事の登録を受けるとともに、認定特定行為業務従事者を養成するための研修（厚生労働省令第126号別表第三）を実施します。

② 研修実施場所

研修実施場所は、登録特定行為事業者である医療的ケア事業対象校等（肢体不自由特別支援学校）を指定します。

③ 研修実施時期

群馬県教育委員会は、各年度の初めに研修の実施について事業対象校に周知します。

④ 研修の企画・実施

- ・ 群馬県教育委員会は、認定特定行為業務従事者を養成するため、喀痰吸引等

に関する法律制度及び実務に関する科目について研修を企画します。

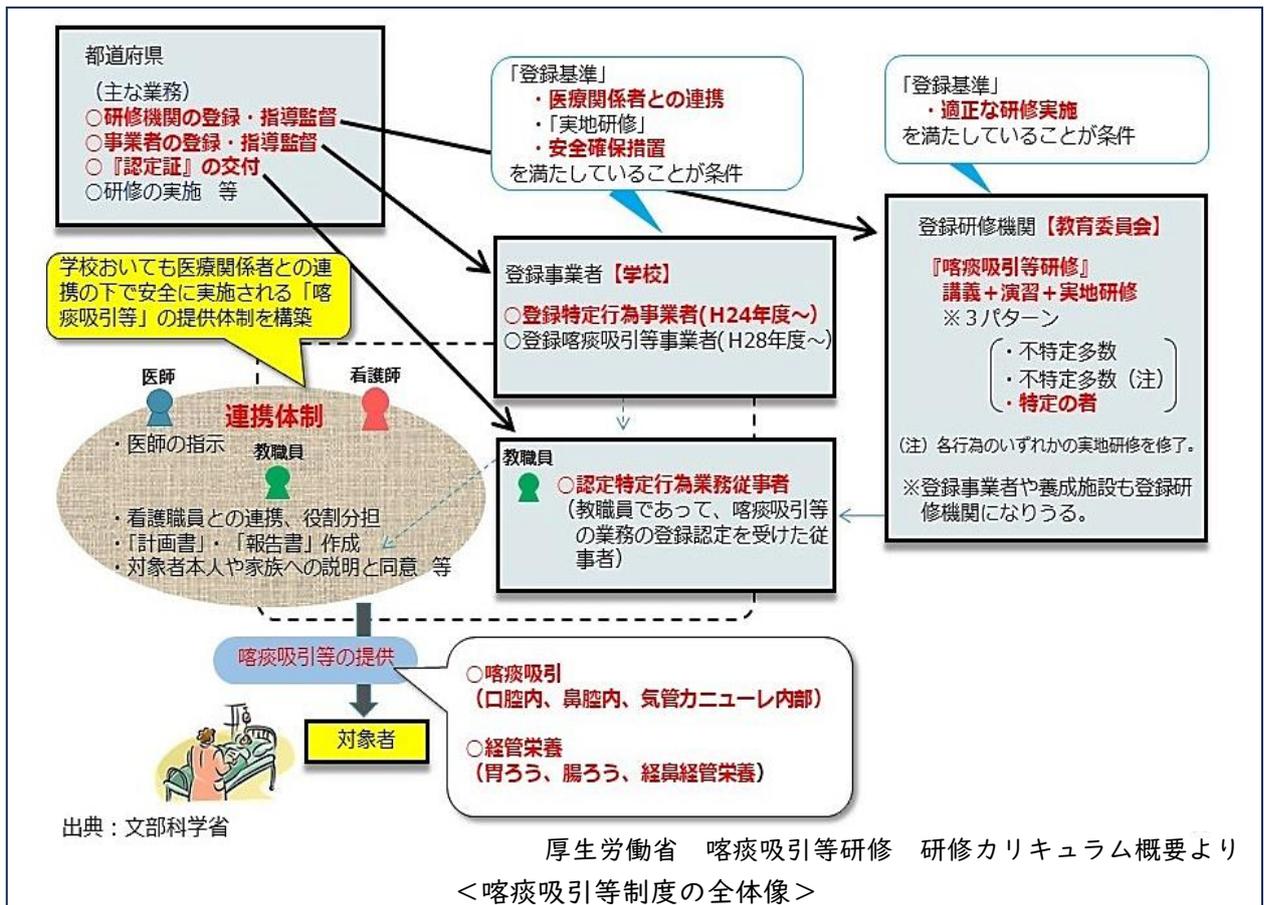
- ・ 群馬県教育委員会は、認定特定行為業務従事者として認定を受けようとする肢体不自由特別支援学校の教員等に対して研修を実施します。
- ・ 群馬県教育委員会は、厚生労働省令第126号別表第三に示す研修を修了した者について、課程ごとに研修修了証明書を交付します。
- ・ 研修に必要な費用（講師謝金、旅費、消耗品費等）及び器具については、群馬県教育委員会が予算の範囲内で支給します。

⑤ 認定特定行為業務従事者の認定及び認定証の交付

群馬県教育委員会は、厚生労働省令第126号別表第三に示す研修を修了し、認定特定行為業務従事者の登録申請をした者について認定証を交付するとともに、研修修了者名簿を作成し、管理します。

⑥ 都道府県知事への報告

群馬県教育委員会は、研修修了者名簿を群馬県知事に提出します。なお、提出時期は群馬県と群馬県教育委員会により調整のうえ決定します。



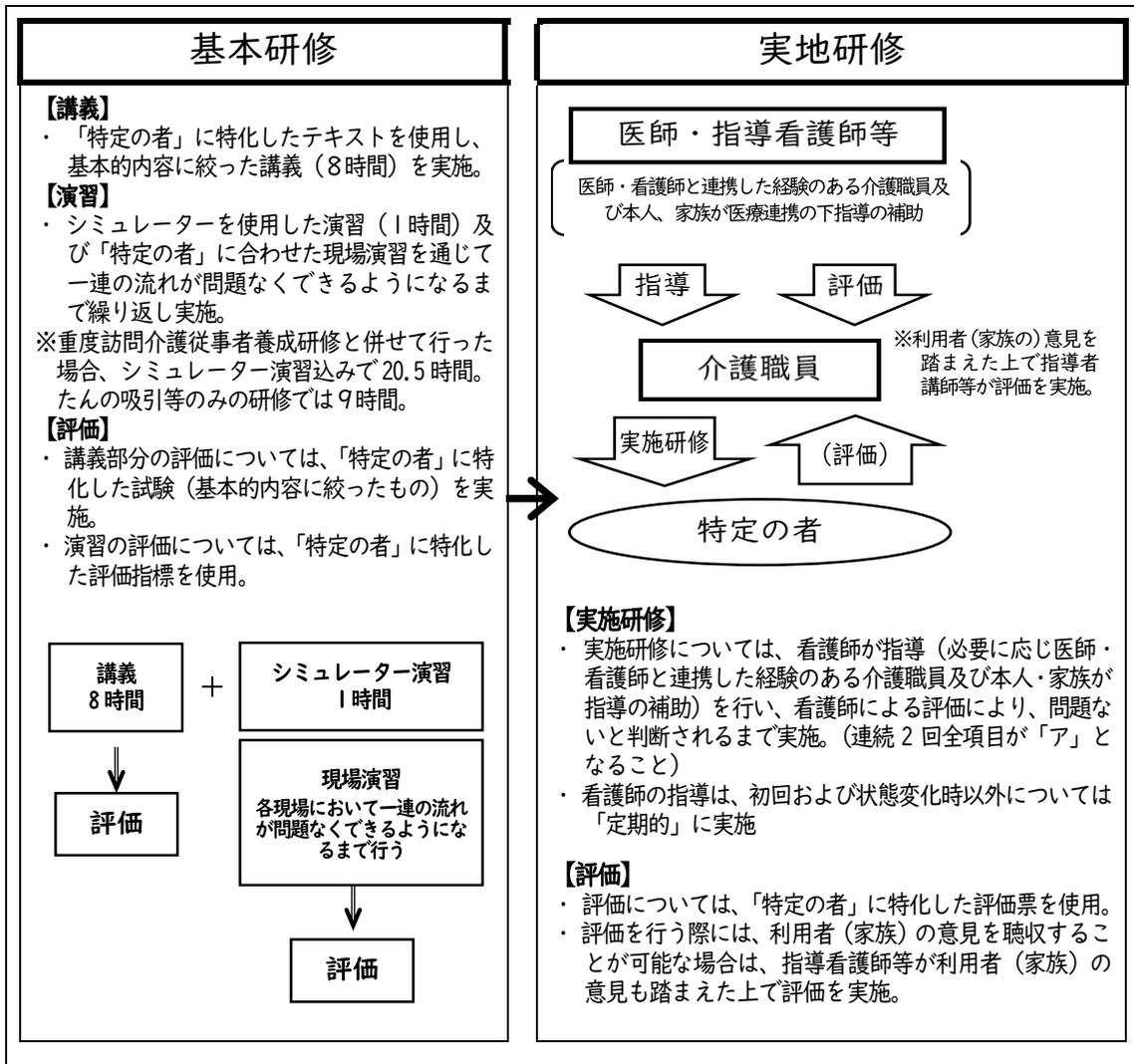
<研修課程>

① 基本研修

科目	時間
重度障害児・者の地域生活（学校生活）等に関する講義	2時間
喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者の障害及び支援に関する講義 緊急時の対応及び危険防止に関する講義	6時間
喀痰吸引等に関する演習	1時間

② 実地研修

特定の者に対する喀痰吸引等の実地研修	医師等の評価において受講者が修得すべき知識及び技能を修得したと認められるまで実施
--------------------	--



<厚生労働省 喀痰吸引等研修 研修カリキュラム概要より>

Ⅲ 医療的ケア実施に係る手続と様式集

Ⅰ 手続き

学校は、医療的ケア児の実態や本人、保護者の希望等を把握するとともに、学校における医療的ケアの体制や手続き等を含め、実施に至るまでの流れを説明し、本人、保護者の理解を十分に得ることが必要です。医療的ケアの実施決定後についても、医療的ケア児の体調ややむを得ず看護師が不在の時などは、保護者の協力をお願いすることも丁寧に説明することが大切です。

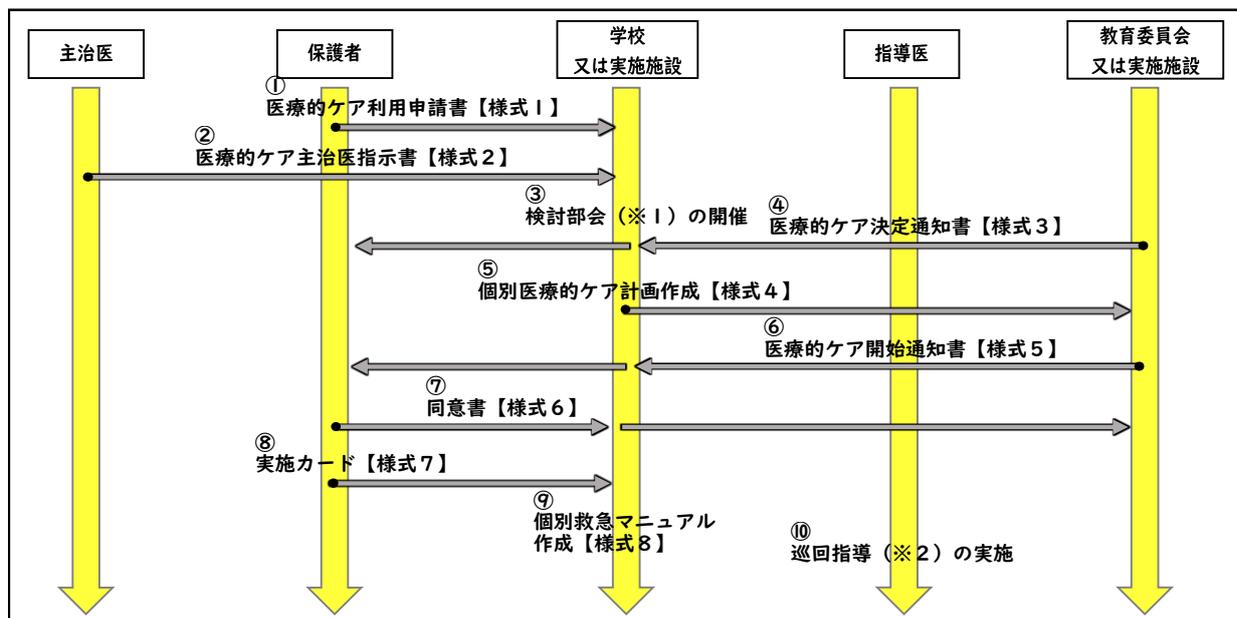
以下は、県立学校における医療的ケア実施手続きの流れや各種様式を示しています。

<医療的ケア実施手続きの流れ>

- ① 保護者が学校又は実施施設に医療的ケア実施について申請します。【様式1】
- ② 主治医は、医療的ケア主治医指示書を作成し保護者を經由して学校又は実施施設に提出します。【様式2】
なお、指導医が児童生徒等の主治医でない場合は、児童生徒等の状態と必要な医療的ケアを把握するために指導医を受診することを原則とします。
- ③ 教育委員会又は実施施設は、保護者の申請を受け、指導医と日程調整を行い検討部会を開催します。
- ④ 教育委員会又は実施施設は、検討部会の内容を受け、医療的ケアの実施について決定するとともに、医療的ケア決定通知書を作成し、学校を經由して保護者に通知します。【様式3】
- ⑤ 看護師は、医療的ケア主治医指示書を基に個別医療的ケア計画を作成します。【様式4】
- ⑥ 教育委員会又は実施施設は、看護師の作成した個別医療的ケア計画を確認し、医療的ケア開始通知書を作成し、学校を經由して保護者に通知します。【様式5】
- ⑦ 保護者は、医療的ケアの開始通知を受け、同意書を作成し、学校を經由して教育委員会又は実施施設に提出します。【様式6】
- ⑧ 保護者は、医療的ケアを利用する日に、実施カードに必要事項を記入し、看護師に渡すとともに、児童生徒等の当日朝における健康状態を説明します。【様式7】
- ⑨ 学校は、保護者から緊急連絡先を確認し、看護師及び関係者に周知するとともに、個別救急マニュアルを作成し、緊急時の対応について具体化します。【様式8】
- ⑩ 学校は、指導医と調整し、巡回指導を行います。

※ 各様式は、「2 各種様式」を参照

＜学校における医療的ケア実施までの流れ＞



【注釈】

※1 「検討部会」

- 教育委員会又は実施施設は、医療的ケア利用の決定、解除及び医療的ケアの内容等について、対象校の教員を含めた検討部会を設置し、検討するものとします。
- 検討部会での検討事項
 - ・ 看護師による医療的ケアの対象となる児童生徒等の選定
 - ・ 看護師による医療的ケアの利用の解除
 - ・ 看護師による実施可能な医療的ケアの内容と範囲の検討
 - ・ 医療的ケア利用予定表の作成
 - ・ 看護師と対象校教員との連携及び役割分担
 - ・ その他

※2 「巡回指導」

- 医療機関等から看護師派遣先である事業対象校へ医師を派遣し、教員及び看護師に対して指導・助言を行うことにより、学校内における安全・適正な医療的ケア実施体制の整備及び医療的ケアを必要とする児童生徒等の教育の充実を図ることを目的とします。
- 医師の選定

看護師派遣を行っている実施施設の医師や医療・教育等連携推進協議会の医師、校医等の中から各学校と協議の上、教育委員会が選定し、委嘱します。
- 医師による指導の内容

派遣された医師は、事業対象校において医療的ケアが実際に行われる場に立ち会い、教員及び看護師に対して医療的な指導・助言を行います。

また、教員が医療的ケアを行う学校においては、当該校の要請に基づき、研修及び実施上必要な手続きに対して指導・助言を行います。

○ 実施期間及び訪問合計時間

実施期間は、当該校に看護師が派遣されている期間とし、訪問合計時間については教育委員会が決定します。

○ 訪問日

医師が学校を訪問する日については、医師の所属長と当該校長が協議の上、決定します。

2 各種様式

※ 別添資料参照

IV 医療的ケア実施における安全対策

1 緊急時対応マニュアルの整備

緊急時には迅速な対応が求められます。そのため、その場にいる誰もが対応できるように緊急時対応マニュアルを整備することが大切です。医療的ケア指導医、主治医、保護者等の関係者と相談しながら、表やフローチャートを用いて、一目で対応が分かるように作成します。

マニュアルについては、迅速に対応する必要があるため、医療的ケアを実施する場所、保健室、職員室など、すぐに確認し、待ち出すことが可能な場所に保管します。また、医療的ケア児の状態や実施する医療的ケアの内容によって、緊急時の対応が変化することもあるので、対応については毎年確認する必要があります。定期的に緊急時対応訓練を実施し、実際に連絡体制や手順を確認することが大切です。

＜緊急時対応マニュアル（例）＞

＜ 県立あさひ特別支援学校の例 ＞

2 災害時対応の体制整備

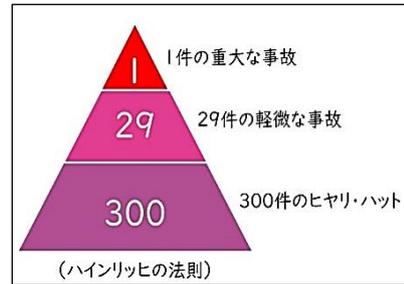
医療的ケアを実施する学校においては、災害時にも医療的ケアが実施できるように医療的ケア児に応じた物品を備蓄しておくことが必要です。

特に、人工呼吸器等の医療機器を使用している場合には、電源の確保や予備のバッテリーを用意することが大切です。日頃から、バッテリーの点検や作動時間の確認など、停電時の対応について保護者と確認をしておくことが必要です。

＜学校災害対応マニュアル（概要版）（群馬県教育委員会事務局）＞

3 ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積と活用

1つの重大事故の背後には29件の軽微な事故があり、さらにその背景には300件の異常（ヒヤリ・ハット）が存在するというものです。この300件の異常は、氷山の一角に過ぎないという考えもあります。



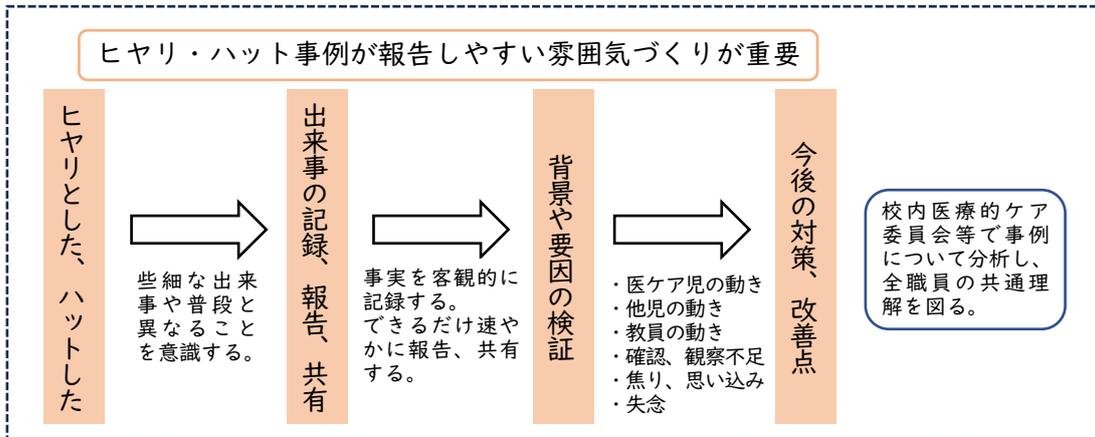
この考え方は、1件の重大事故を防止するためには、「ヒヤリ」としたり、「ハッ」としたりした段階（ヒヤリハットの段階）で、迅速に対応する必要があるというもので、学校における医療的ケアについても、この考え方をあてはめることができます。

医療分野におけるヒヤリ・ハットについては、厚生労働省から発表されている「リスクマネジメントマニュアル作成指針」の中に、「用語の定義」として、以下示されています。

患者に被害を及ぼすことはなかったが、日常診療の現場で、“ヒヤリ”としたり、“ハッ”とした経験を有する事例。

具体的には、ある医療行為が、(1)患者には実施されなかったが、仮に実施されたとすれば、何らかの被害が予測される場合、(2)患者には実施されたが、結果的に被害がなく、またその後の観察も不要であった場合等を指す。

<事例の蓄積と活用の流れ>



<ヒヤリハット報告書(例)>

〈校内における医療的ケアのヒヤリハット記入用紙〉 記入例

記載者 記載を避まない
氏名 根生 花子

児童生徒氏名	性別	学年	年齢	学年	内容	医療的ケアの種類	発生場所	発生時刻	発生状況	対応	今後の対策	リスクレベル
あまのり	口	2	男	11.3	テニスコートで100メートル走の練習中に、走りながら口呼吸器の調整がうまくできず、呼吸器が外れ、窒息の危険がありました。	口呼吸器	テニスコート	11:30	児童生徒が走りながら口呼吸器の調整がうまくできず、呼吸器が外れ、窒息の危険がありました。	児童生徒が走りながら口呼吸器の調整がうまくできず、呼吸器が外れ、窒息の危険がありました。	児童生徒が走りながら口呼吸器の調整がうまくできず、呼吸器が外れ、窒息の危険がありました。	1

① 目的
・確認
・指導
・ケア
・評価

② 原因
・確認不足
・指導不足
・ケア不足
・評価不足

③ 対策
・確認
・指導
・ケア
・評価

④ 評価
・確認
・指導
・ケア
・評価

<県立あさひ特別支援学校の例>

医療的ケアに関わるヒヤリハット・アクシデントについてのアンケート

項目	内容	回答
発生時刻	午前 午後 夜間	午前 午後 夜間
発生場所	校舎内 校舎外 体育館 運動場 校庭 校門付近 校舎内廊下 校舎内階段 校舎内エレベーター 校舎内トイレ 校舎内洗面所 校舎内更衣室 校舎内倉庫 校舎内作業室 校舎内会議室 校舎内図書室 校舎内音楽室 校舎内美術室 校舎内理科室 校舎内保健室 校舎内保健室 校舎内保健室 校舎内保健室	校舎内 校舎外 体育館 運動場 校庭 校門付近 校舎内廊下 校舎内階段 校舎内エレベーター 校舎内トイレ 校舎内洗面所 校舎内更衣室 校舎内倉庫 校舎内作業室 校舎内会議室 校舎内図書室 校舎内音楽室 校舎内美術室 校舎内理科室 校舎内保健室 校舎内保健室 校舎内保健室 校舎内保健室
発生状況	口呼吸器の調整がうまくできず、呼吸器が外れ、窒息の危険がありました。	口呼吸器の調整がうまくできず、呼吸器が外れ、窒息の危険がありました。
対応	児童生徒が走りながら口呼吸器の調整がうまくできず、呼吸器が外れ、窒息の危険がありました。	児童生徒が走りながら口呼吸器の調整がうまくできず、呼吸器が外れ、窒息の危険がありました。
今後の対策	児童生徒が走りながら口呼吸器の調整がうまくできず、呼吸器が外れ、窒息の危険がありました。	児童生徒が走りながら口呼吸器の調整がうまくできず、呼吸器が外れ、窒息の危険がありました。
リスクレベル	1	1

<県立二葉特別支援学校の例>

＜学校でのヒヤリ・ハット事例と対策（例）＞

内容	発生時及び児童生徒の状況	今後の対策
気管カニューレの自己抜去	教室での活動中、他の生徒への支援のため、近くにいた教員が本人から目を離した。その間、本人がカニューレバンドに指をかけたようにしたため、別の教員が止めようとしたが、気管カニューレが抜けていた。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員間で声をかけ合い、本人から目を離す状況をつくらないようにする。 ・ 必ず教員 1 人は本人の手の届くところにいるようにする。 ・ カニューレやカニューレバンドを触ること以外のコミュニケーションの取り方を提案していく。
胃ろう部の抜去	胃ろう部を保護するために腹巻きを着けている生徒について、右手で腹巻き付近を触っていたため、腹巻きを確認した。腹巻きがずれていたため、腹巻きを胃ろう部にかぶせようとしたところ、胃ろうカテーテルが落下した。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 胃ろう部に異常がないか、トイレの際に確認する。 ・ 保護者より、本人がボタン部と皮膚の間にかませているガーゼを引っ張ったことで抜去した可能性があると話があった。今後は、ガーゼの切れ込みをテープで止めない。
気管カニューレの外れかけ	生徒をバギーに乗せた後、看護師が痰吸引をする際に、チューブがカニューレの中に入っていないことに気付いた。看護師と教員でカニューレベッドを確認すると、カニューレが外れていた。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 姿勢を変える時や移乗をする時に首の角度に気を付ける。 ・ 姿勢を変えた時や移乗をした時にカニューレを確認し、異常がないことを周囲の教員に知らせる。
酸素飽和度の低下	校外学習にて、帰校のため集合場所でバスを待っていた際、表情が暗く呼吸が浅い様子がみられ SpO ₂ は 92 であった。通常時よりも値が低かったためポジショニングや下顎介助を行ったが SpO ₂ 上がる様子がなかった。バスが到着し、すぐに吸引を行い安静にしていると段々と SpO ₂ が上がり 97 まで回復した。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校外学習時は直ぐに横になれるようマットを持ち歩く。 ・ スクールバスの電話番号を全教員が登録し、すぐに連絡を取れるようにする。 ・ 当日の出発前に、帰りの乗車時間を運転手に再確認する。

【危険予知訓練（KYT）】

ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積と活用と併せて「危険予知訓練（KYT）」も事故を防止する上で有効です。危険予知訓練は、作業や職場にひそむ危険性や有害性等の危険要因を発見し解決する能力を高める手法です。ローマ字のKYTは、危険のK、予知のY、トレーニングのTをとったものです。

V 資料

I 要綱・要項等

- ・ 群馬県立学校医療的ケア支援事業実施要綱
- ・ 群馬県立学校医療的ケア支援事業学校看護師設置運営要領
- ・ 群馬県医療・教育等連携推進協議会設置要項
- ・ 群馬県医療的ケア等安全対策チーム設置要項
- ・ 群馬県立特別支援学校訪問看護事業実施要綱
- ・ 群馬県立特別支援学校訪問看護事業（委託）取扱要領
- ・ 群馬県立学校訪問看護事業（委託以外）取扱要領
- ・ 群馬県立特別支援学校医療的ケア医師派遣事業実施要項
- ・ 群馬県立特別支援学校医療的ケア支援教員研修実施要項
- ・ 修学旅行等に係る県立学校医療的ケア学校看護師設置運営要項
- ・ 医療的ケア児通学支援事業要項
- ・ 医療的ケア児通学支援実施要領

2 医療的ケアに関する関係法令・通知

<文部科学省、厚生労働省等>

- ・ 盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて（平成16年10月22日付け16国文科初第43号文部科学省初等中等教育局長通知）
- ・ 医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（平成17年8月25日付け17国文科ス第30号文部科学省スポーツ・青少年局長初等中等教育局長通知）
- ・ 「救急救命処置の範囲等について」の一部改正について（平成21年7月30日付け21ス学健第3号文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長依頼）
- ・ ストーマ装具の交換について（平成23年7月5日付け医政医発0705号第3号厚生労働省医政局医事課長）
- ・ 特別支援学校における喀痰吸引等の取扱いについて（平成24年4月2日付け24受文科初第221号文部科学省初等中等教育局長通知）
- ・ 障害のある幼児児童生徒の給食その他の摂食を伴う指導にあたっての安全確保の徹底について（平成24年7月3日付け24初特支第9号文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長スポーツ・青少年局学校健康教育課長通知）
- ・ 学校給食における窒息事故の防止について（平成25年7月1日付け文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課・初等中等教育局特別支援教育課事務連絡）
- ・ 今後の学校給食における食物アレルギー対応について（平成26年3月26日付け25文科ス第713号文部科学省スポーツ・青少年局長通知）
- ・ 登録特定行為事業者となっている学校における医師の指示書の取扱いについて（平成26年3月31日付け25初特支第33号文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長高等教育局学生・留学生課長通知）
- ・ 医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進につい

て（平成 28 年 6 月 3 日付け 28 文科初第 372 号文部科学省初等中等教育局長等通知）

- ・ 学校におけるてんかん発作時の座薬挿入について（平成 29 年 8 月 22 日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）
- ・ 看護師による気管カニューレの事故抜去等の緊急時における気管カニューレの再挿入について（平成 30 年 5 月 11 日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長事務連絡）
- ・ 学校における医療的ケアの今後の対応について（平成 31 年 3 月 20 日付け 30 文科初第 1769 号文部科学省初等中等教育局長通知）
- ・ 医療的ケアが必要な幼児児童生徒のスクールバスなどの専門通学車両による登下校時の安全確保について（令和元年 5 月 21 日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課事務連絡）
- ・ 人工呼吸器等の医療機器を使用する幼児児童生徒が在籍する学校における災害時の対応について（令和元年 11 月 11 日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課事務連絡）
- ・ 新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての重症心身障害児や医療的ケア児等の受入れについて（令和 2 年 3 月 6 日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課事務連絡）
- ・ 医療的ケア児に関わる主治医と学校医等との連携等について（令和 2 年 3 月 16 日付け元文科初第 1708 号文部科学省初等中等教育局長通知）
- ・ 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校に対する手指消毒用エタノールの優先供給に係る留意事項について（令和 2 年 4 月 16 日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課事務連絡）
- ・ 人工呼吸器等の周辺における携帯電話端末の利用について（令和 2 年 7 月 10 日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課事務連絡）
- ・ 平成 31 年度「電波の植込み型医療機器及び在宅医療機器等への影響に関する調査等」報告書について（令和 2 年 8 月 6 日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課事務連絡）
- ・ 「医療的ケア児等医療情報共有システム（MEIS）」の活用について（令和 2 年 8 月 7 日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課事務連絡）
- ・ 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項に（改訂版）について（令和 2 年 12 月 9 日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課事務連絡）
- ・ 小学校における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受入れるために～（令和 3 年 6 月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）
- ・ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について（令和 3 年 9 月 17 日付け 3 文科初第 1071 号文部科学省初等中等教育局長通知）
- ・ 「医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について」（その 2）（令和 4 年 12 月 1 日付け医政発 1201 第 4 号厚生労働省医政局長通知）（令和 5 年 1 月 26 日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育

課)

<群馬県教育委員会>

- ・ 群馬県立特別支援学校医療的ケア支援事業運営協議会において承認された派遣看護師が行うことができる医療的ケアの内容及び実施上の留意事項（平成28年1月16日）
- ・ 群馬県立特別支援学校において教員が行うことができる医療的ケアの内容及び医療的ケア実施上の留意事項（令和元年6月20日）
- ・ 【別紙】教員による胃ろうからのミキサー食の注入について
- ・ 群馬整肢療護園生に対して教員が行うことができる医療的ケアの内容及び医療的ケア実施上の留意事項（平成25年4月1日）

3 医療的ケアQ & A

※ 別添資料参照

別添資料

- 1 各種様式
- 2 各種要綱、要領
- 3 学校における医療的ケア Q&A

Ⅰ 各種様式

以下は、参考として、県立学校における様式を示しています。

○群馬県立学校訪問看護事業（委託以外）取扱要領

様式 1	医療的ケア利用申請書
様式 2	主治医指示書
様式 2 【別添資料】	主治医指示書（気管カニューレ挿入児童生徒用追加指示書）
様式 3 - 1	医療的ケア決定通知書
様式 3 - 2	医療的ケア申請に関する結果について
様式 3 - 3	医療的ケア利用解除申請書
様式 3 - 4	医療的ケア解除通知書
様式 4	個別医療的ケア計画
様式 5 - 1	医療的ケアの開始について（保護者あて）
様式 5 - 2	医療的ケアの開始について（学校あて）
様式 6	同意書
様式 7	実施カード（例）
様式 8 - 1	個別の緊急マニュアル（例）＜校内＞
様式 8 - 2	個別の緊急マニュアル（例）＜校外＞

様式 1

医療的ケア利用申請書

群馬県教育委員会教育長 様

住所

児童生徒氏名

保護者氏名

印

県立学校訪問看護事業（委託以外）取扱要領に基づき医療的ケアを利用したいので、「群馬県立学校医療的ケア「主治医指示書」」を添えて下記のとおり申請します。

記

1 対象者名 年齢 性別

2 依頼する医療的ケアの内容

①吸引

- a 口鼻腔内吸引
- b 気管内吸引
- c 持続吸引管理

⑤吸入

(薬液名)

②経管栄養

- a 経鼻経管 (マーゲン ED)
- b 胃ろう ※造設部管理を含む
- b 腸ろう ※造設部管理を含む

⑥酸素使用

現在使用の酸素量 (O₂ 1 / 分)

③導尿

⑦人工呼吸器管理

※非侵襲的人工呼吸器 (バイパップ等) を含む

④気管切開部の管理

⑧その他

()

3 その他

※特記すべき事項

様式 2

群馬県立学校医療的ケア「主治医指示書」

下記の児童生徒の対象校における医療的ケアに係る指示は以下のとおりです。

■ 基本事項

児童生徒氏名		性別	男・女	年齢	
--------	--	----	-----	----	--

■ 病名・診断名

--

■ 病状及び経過について

--

■ 実施する医療的ケア

※ 裏面の実施する医療的ケアごとに記入してください。

■ 医療的ケアに対する意見

※ 事業対象校での派遣看護師による医療的ケアを受けることが適当か不適当か、どちらかに○を付けてください。また、不適当な場合はその理由を記入してください。

適当	不適当（理由：
----	---------

■ 実施の目安 ※どのような状態の時に医療的ケアを実施するのかを記入してください。

--

■ 医療的ケアを行うにあたっての留意事項

--

■ 緊急時の対応について ※緊急時の連絡先、搬送先、対応等を記入してください。

--

_____年 _____月 _____日

病院・医院名 _____

医師名 _____ 印 _____

※①～⑧の該当項目に☑し、特記すべき事項があれば具体的な内容等を記入してください。

実施する医療的ケア	特記すべき事項
①吸引 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 口鼻腔内吸引 <input type="checkbox"/> 気管内吸引 <input type="checkbox"/> 持続吸引管理	
②経管栄養 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 経鼻経管 (マーゲン <input type="checkbox"/> ED <input type="checkbox"/>) <input type="checkbox"/> 胃ろう ※造設部管理を含む <input type="checkbox"/> 腸ろう ※造設部管理を含む (<input type="checkbox"/> 半固形 <input type="checkbox"/> ペースト <input type="checkbox"/> 療法可)	
③導尿 <input type="checkbox"/>	
④気管切開部の管理 <input type="checkbox"/>	
⑤吸入 <input type="checkbox"/> 薬液名 () 使用量 _____ml	
⑥酸素使用 <input type="checkbox"/> 現在使用の酸素量 (O ₂ ℓ/分) SpO ₂ _____～_____程度 貧血 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
⑦人工呼吸器管理 <input type="checkbox"/> ※ 非侵襲的人工呼吸器 (バイパップ等) を含む	
⑧その他 <input type="checkbox"/> 別添資料 <input type="checkbox"/>	

様式2【別添資料】 群馬県立学校医療的ケア「主治医指示書」
(気管カニューレ挿入児童生徒用追加指示書)

下記の児童生徒の対象校における医療的ケアに係る指示は以下のとおりです。

記

■基本事項

児童生徒氏名		性別	男・女	年齢	
--------	--	----	-----	----	--

■病名・診断名

--

■指示事項

指示事項	特記すべき事項
① 気管カニューレ ・種類 () ・サイズ () ・カフ (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) ・カフエアー (cc)	
② 気管切開 ・咽頭気管分離術 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) ・気管カニューレ交換時に気管切開孔は (狭くなる <input type="checkbox"/> 変化はない) ・気管カニューレ交換時に呼吸状態が (<input type="checkbox"/> 悪くなる <input type="checkbox"/> 変化はない) ・気管カニューレ固定にカニューレベッド (<input type="checkbox"/> 使用する ガーゼ ___枚 <input type="checkbox"/> 使用しない) ・カニューレ先端部に (<input type="checkbox"/> 肉芽 <input type="checkbox"/> 腕頭動脈) があり注意が必要 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)	
③ 気管内吸引 ・カテーテルの太さ () F r ・カテーテル挿入の長さ () cm まで ・吸引圧 () k P a ・吸引時間 () 秒以内	
④ 緊急時の対応 ・緊急搬送が必要と判断される SpO ₂ 値 () ・気管カニューレ抜去時の緊急度 (<input type="checkbox"/> 高 <input type="checkbox"/> 低)	

_____年 _____月 _____日
 _____病院・医院名
 _____医師名 _____印

様式 3 - 1

医療的ケア決定通知書

様

群馬県教育委員会教育長

医療的ケアの申請について検討したところ、下記のとおり実施することとなりましたので通知します。

記

1 児童生徒氏名

2 実施する医療的ケアについて

3 利用期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

4

- (1) 医療的ケアの開始時期については、後日文書にてお知らせします。
- (2) 緊急時に、すぐに連絡がとれる態勢でいてください。

様式 3 - 2

医療的ケア申請に関する結果について

様

群馬県教育委員会教育長

医療的ケアの申請について検討したところ、下記の理由により今回は実施を見合わせることにになりましたので通知します。

記

- 1 児童生徒氏名
- 2 申請した医療的ケアにの内容
- 3 見合わせる理由

様式 3 - 3

令和 年 月 日

医療的ケア利用解除申請書

群馬県教育委員会教育長 様

住所

保護者氏名 印

下記の理由で医療的ケアについて解除を申請します。

記

- 1 児童生徒氏名 (所属学校名)
- 2 解除希望年月日 令和 年 月 日
- 3 解除の理由

様式3-4

医療的ケア解除通知書

様

群馬県教育委員会教育長

令和 年 月 日付で決定した医療的ケアについて検討したところ、下記の理由により解除を決定しましたので通知します。

記

1 児童生徒氏名

2 解除年月日 令和 年 月 日

3 解除の理由

様式 4

個別医療的ケア計画

作成 年 月 日

作成者氏名

児童生徒氏名

実施時間 9 10 11 12 1 2 3
実施条件

必要な器具、物品

医療的ケア	実施手順	留意事項

様式5-1

令和 年 月 日

様

群馬県教育委員会教育長

医療的ケアの開始について

別添個別医療的ケア計画に基づき、医療的ケアを開始することとなりましたので、通知します。

開始時期 令和 年 月 日

様式5-2

令和 年 月 日

対象校長 様

群馬県教育委員会教育長

医療的ケアの開始について

下記の児童生徒について、別添個別医療的ケア計画に基づき、医療的ケアを開始することとなりましたので、通知します。

児童生徒氏名

開始時期 令和 年 月 日

様式6

同 意 書

医療的ケアの開始についての通知を受けましたが、学校看護師による個別医療的ケア計画に基づく医療的ケアに同意いたします。

令和 年 月 日

住所

児童生徒氏名

保護者氏名

印

群馬県教育委員会教育長 様

様式7

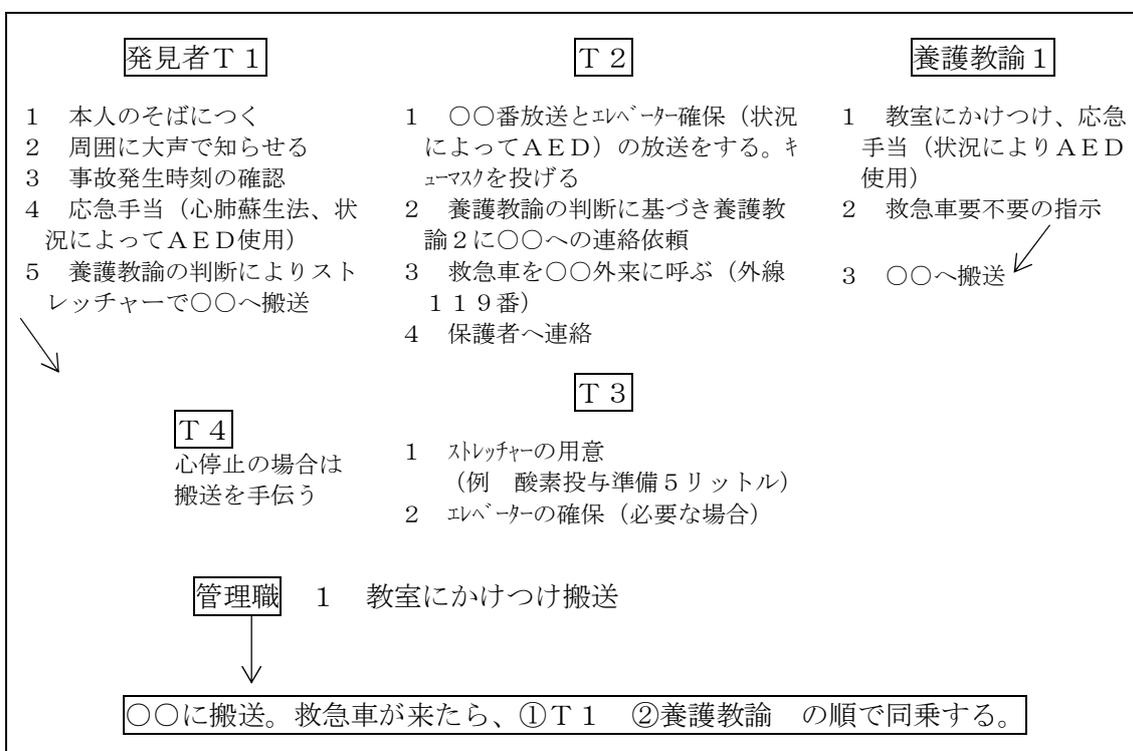
実施カード（例）

児童生徒氏名	記入者名：	続柄
令和 年 月 日（ ） 朝の健康状況 体温 度 分 脈拍 回／分 食欲 普通 多い 少ない 睡眠 時間 排便 なし あり（ 時） 呼吸 異常なし 痰 なし あり 量（多い、少ない） 色 固さ 緊張 なし あり（普通 多い 少ない） 家庭における 医療的ケア 該当行為の状況 その他特記事項 緊急時の 自宅 TEL 連絡先 その他（携帯）TEL 緊急時の 搬送病院 主治医名		
登録者名：		
実施施設での医療的ケアの状況		

個別救急マニュアル (例) <校内>

学年	小〇	学級	〇〇	担任	〇〇 〇〇
氏名	〇 〇 〇 〇				

個別の理由	(例) ファロー四徴症の術後 心臓に人工血管が入っている 搬送時、酸素吸入5ℓ使用 (医師の指示)
予想される 事態	(例) 人工血管の詰まりによる心不全 (チアノーゼ・意識障害・昏睡など)



個別の配慮 確認事項等	(例) 心肺停止の場合は〇〇へストレッチャーへ搬送する時、心肺蘇生法 (例) アンビューを使用するためストレッチャーを押す人が2名必要。
養護教諭 不在時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 一人が不在の場合、事務室へ搬送決定の連絡をする 二人とも不在の場合、管理職または教員が搬送を決定し、事務室へ搬送決定の連絡をする
保護者連絡先	自宅 027- - - 母携帯 090- - -
救急車を呼ぶ場所	〇〇 〇〇市〇〇町〇〇〇—〇TEL〇〇〇—〇〇〇〇
主治医	〇〇病院 〇〇〇科 〇〇先生 TEL02 - -

個別救急マニュアル (例) <校外>

学年	小〇	学級	〇〇	担任	〇〇 〇〇
氏名	〇 〇 〇 〇				

個別の理由	(例) 心臓に人工血管が入っている 搬送時、酸素吸入5ℓ使用 (医師の指示)
予想される 事態	(例)人工血管の詰まりによる心不全 (チアノーゼ・意識障害・昏睡など)

発見者 T 1	T 2	保護者がいる場合
<ol style="list-style-type: none"> 1 本人のそばにつく 2 周囲に大声で知らせる 3 事故発生時刻の確認 4 応急手当 (心肺蘇生法、状況によってAED使用) ☆ 医療機関への搬送決定 	<ol style="list-style-type: none"> 1 携帯電話で119番通報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 場所の確認 (バスの停止場所の説明) ・ 救急車を呼ぶ 2 学校に連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生時刻、状況、バスの停車位置を説明 	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急手当 ☆ 医療機関への搬送決定
		管理職がいる場合
		<ol style="list-style-type: none"> 1 全体の掌握 3 救急車の誘導
①保護者 ②T 1 ③養護教諭 の順で救急車に同乗する。		

個別の配慮 確認事項等	(例) 保護者の付き添いあり (例) 主治医に「酸素吸入(5リットル)で搬送」と指示されていることを救急 隊員へ伝える
保護者連絡先	自宅 027- - - 母携帯 090- - -
主治医	〇〇病院 〇〇〇科 〇〇先生 TEL02 - -

2 各種要綱、要領

群馬県立学校医療的ケア支援事業実施要綱
群馬県立学校医療的ケア支援事業学校看護師設置運営要領
群馬県医療・教育等連携推進協議会設置要項
群馬県医療的ケア等安全対策チーム設置要項
群馬県立特別支援学校訪問看護事業実施要綱
群馬県立特別支援学校訪問看護事業（委託）取扱要領
群馬県立学校訪問看護事業（委託以外）取扱要領
群馬県立特別支援学校医療的ケア医師派遣事業実施要項
群馬県立特別支援学校医療的ケア支援教員研修実施要項
修学旅行等に係る県立学校医療的ケア学校看護師設置運営要項
医療的ケア児通学支援事業要項
医療的ケア児通学支援実施要領

群馬県立学校医療的ケア支援事業実施要綱

第1 目的

本事業は、喀痰吸引等特定行為（以下、「医療的ケア」という。）を必要とする児童生徒が通学する群馬県立学校（以下「県立学校」という。）において、教員と看護師が連携して児童生徒の健康の維持、増進及び安全な学習環境の整備を行うことにより指導の充実を図り、もって障害のある児童生徒が自立し社会参加する基盤の形成に資することを目的とする。

第2 登録特定行為事業者及び事業対象校

- (1) 群馬県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、本事業の対象となる学校を県立学校の中から選定し、登録特定行為事業者又は事業対象校（以下、「事業対象校」という。）として指定する。
- (2) 事業対象校は、医療的ケアを行う場合、群馬県知事の登録を受ける。登録申請に必要な手続きは、別途定める。
- (3) 事業対象校は、別途実施要項を定め、医師、看護師、教員からなる校内医療的ケア安全委員会を設置するとともに、県教育委員会、看護師を派遣する肢体不自由児施設等関係機関（以下「実施施設」）と連携し、安全確保のための体制整備に努める。

第3 認定特定行為業務従事者

- (1) 県立学校における医療的ケアを実施する教員は、厚生労働省令で定める特定行為を行おうとする場合、厚生労働省令で定める所定の研修課程（別表3第3号研修）を受講し、群馬県知事より認定特定行為業務従事者認定証の交付を受ける。
- (2) 認定特定行為業務従事者（以下、「実施担当教員」という。）は、特定行為を行う対象児童生徒又は特定行為の内容に変更が生じた場合は、必要な研修を受講し、群馬県知事に変更届を提出する。

第4 登録研修機関

- (1) 県教育委員会は、厚生労働省令で定めるところにより、登録研修機関として群馬県知事の登録を受ける。
- (2) 県教育委員会は、喀痰吸引等研修を行う者の申請があった場合、厚生労働省令で定める研修課程（別表3第3号研修）による研修を事業対象校等を会場に行い、研修を修了した者に対して研修修了証明書を交付するとともに、認定特定行為業務従事者の登録を申請した者がすべての登録要件に適合しているときは、認定証を交付し登録する。
- (3) 県教育委員会は、厚生労働省令で定める研修課程による研修を行うために必要な講師、器具等を整備するとともに、研修を企画・運営する。

第5 実施方法

- (1) 看護師による医療的ケアの実施
県教育委員会及び実施施設は、第2で指定した事業対象校に対し、別に定める群馬県立学校訪問看護事業実施要項に基づいて看護師を派遣し、医療的ケアを実施する。

(2) 教員の役割

事業対象校において、教員は、児童生徒の健康管理を主体的に行い、看護師による医療的ケアが安全かつ適切に行えるように、必要な役割を果たさなければならない。また、看護師の指示の下、医療的ケアの一部を教員が実施することを可能とし、実施上必要な事項については県教育委員会が別に定める。

(3) 群馬県医療・教育等連携推進協議会の設置

県教育委員会は県及び郡市医師会、県病弱児療育研究会、小学校長会、中学校長会、高等学校長協会、市町村教育委員会等との連携の下、別に定める設置要項により医療、療育、福祉、教育等の立場からの委員で構成される協議会を設置・運営し、群馬県における医療的ケア実施体制及び病弱教育の実施体制を点検・評価するとともに、本事業の目的を円滑に達成するために指導・助言を行う。

(4) 医療的ケア等安全対策チームの設置

県教育委員会は、別に定める設置要項により専門の医師と看護師による医療的ケア等安全対策チームを設置し、医療的ケアの実施に当たり、事業対象校等から協議の申請があった個別具体的行為について検討を行い、学校における当該行為の妥当性や安全性の観点から、実施に係る判断及び助言を行う。

(5) 医師による巡回

県教育委員会は、別に定める実施要項により、看護師を派遣する実施施設の医師や連絡協議会の医師、学校医等の中から、各事業対象校と協議の上、巡回を行う指導医を選定し、事業対象校へ派遣する。

(6) 教員の研修

県教育委員会は、別に定める実施要項により、医師を始めとする専門家等を事業対象校に派遣し、校長や教員に対して指導・助言を行うとともに、事業対象校教員に対する研修計画を定め、必要な知識・技能の向上を図る。

第6 実施上の留意点

- (1) 各事業対象校における医療的ケアの実施については、文部科学省の見解を踏まえるとともに、県教育委員会の定めに従うこと。
- (2) 各事業対象校は県教育委員会と連絡を密にして実施すること。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
この要綱は、平成17年5月19日から施行する。
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

群馬県立学校医療的ケア支援事業学校看護師設置運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、群馬県立学校の児童生徒の喀痰吸引等の医療的ケア(以下「医療的ケア」という。)を行う学校看護師の設置、配置、勤務時間、報酬等について、必要な事項を定めるものである。

2 この要領に定めのない事項については、労働基準法その他の関係法令の定めるところ並びに群馬県立学校会計年度任用職員任用要領(以下「学校要領」という。)、群馬県教育委員会事務局等処務細則その他の関係規則、規定及び通知等の例による。

(設置)

第2条 群馬県立学校の児童生徒の医療的ケアを行うために、県立学校に学校看護師を置く。

2 配置の目安として、医療的ケアが必要な児童生徒4名につき、看護師1名を配置することを基本とする。

(身分等)

第3条 学校看護師は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

2 学校看護師は、保健師、助産師、看護師及び准看護師の資格を持ち、業務遂行の適格を有する者について群馬県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任命する。

3 学校看護師の任用期間は1年度以内とし、業務の必要に応じ、更新することがある。

4 学校看護師の任命に関する事務を行う者(以下「事務取扱者」という。)は、県立学校の校長とする。

(業務内容)

第4条 学校看護師の業務内容は、次の各号のほか、別途定める「群馬県立学校訪問看護事業(委託以外)取扱要領」によるものとする。

- 一 児童生徒の医療的ケアの実施
- 二 医療的ケアの申請及び実施に伴う手続き
- 三 児童生徒の健康管理
- 四 主治医及び指導医による医療的指示の確認
- 五 教職員への研修及び指導助言
- 六 業務報告書の作成
- 七 上記一号から六号までの業務の遂行に差支えない範囲での児童生徒の移動介助等

(勤務時間等)

第5条 県立学校における学校看護師の勤務時間は、1日当たり7時間45分以内とし、勤務時間の割振りは、事務取扱者が定める。

2 県立学校における学校看護師の勤務時間は、原則として医療的ケア支援事業の対象となる児童生徒の在校時間とする。

3 学校看護師の勤務場所は、原則として配置する県立学校とする。

4 学校看護師の勤務日は、原則として授業日等とする。

(休暇)

第6条 学校看護師の休暇については、群馬県立学校会計年度任用職員の休暇等取扱要領の定めるところによる。

(勤務管理簿)

第7条 学校看護師の勤務については、勤務管理簿（別紙様式）により整理するものとする（保存期間5年）。

(報酬)

第8条 学校看護師の報酬は「公立学校等会計年度任用職員の給与取扱要領」による。

- 2 通勤手当距離別支給額表により、通勤手当を支給する。
- 3 報酬は、勤務実績に基づき支給するものとする。
- 4 報酬の支給日は翌月10日とする。（支給日が日曜日又は土曜日若しくは国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日又は土曜日若しくは休日でない日に支給）

(費用弁償)

第9条 学校看護師が校長の命令により旅行をした場合には、群馬県職員等の旅費に関する条例（昭和38年群馬県条例第24号）に基づき旅費を支給する。

- 2 前項による弁償の額は、学校職員の例による。

(退職)

第10条 学校看護師が次の各号の一に該当するときは退職とする。

- 一 死亡したとき
- 二 任用期間が満了したとき
- 三 退職願（学校要領別記様式第2号）を提出し、承認されたとき
- 2 事務取扱者は前項第三号の規定により、退職を承認したときには、退職承認通知書（学校要領別記様式第3号）を交付する。

(免職等)

第11条 学校看護師が次の各号の一に該当する場合には、免職することができる。

- 一 勤務実績がよくない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 業務に必要な適格性を欠く場合
- 四 予算の減少やその他やむを得ない事由のために学校看護師の改廃又は廃職を生じた場合
- 五 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 六 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合
- 2 学校看護師は次の各号の一に該当する場合には、失職する。ただし、第一号にあっては、当該刑に係る罪を校務遂行中の過失又は通勤途上の交通事故により犯した者については、情状により失職しないとすることがある。
 - 一 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるま

での者

二 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- 3 第1項の規定により、第3条の任用期間の満了日前に学校看護師を免職する場合は、事務取扱者は、少なくとも30日前に免職予告通知書（学校要領別記様式第4号）を交付することにより予告をするものとする。
- 4 学校看護師が、前項の免職の予告がされた日から退職の日までの間において、当該免職の理由について証明書を請求した場合は、事務取扱者は、遅延なく免職理由証明書（学校要領別記様式第5号）を交付するものとする。

（雇止め）

第12条 第3条の任用期間（当初の任用の日から起算して1年を超えて継続勤務している者にかかるものに限り、あらかじめ当該任用期間を更新しない旨明示されている者を除く）を満了し、再度任用しない場合は、事前に十分な説明を行うほか、必要に応じて応募可能な求人を紹介する等の配慮に努める。

（退職手当）

第13条 学校看護師が退職、免職又は失職するときは、退職手当は支給しない。

（服務規律）

- 第14条 学校看護師は、県民全体の奉仕者としての職責を自覚し、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない。
- 2 学校看護師は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、規則及び規程に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。
 - 3 学校看護師は、その職の信用を傷つけ、又は職員の全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
 - 4 学校看護師は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
 - 5 学校看護師は法律、条例、この就業規則又は労使協定に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職務遂行のために用い、当該職務にのみ従事しなければならない。

（服務の宣誓）

第15条 会計年度任用職員となる者は、宣誓書（会計年度任用職員用）（学校要領別記様式第8号）を確認し、署名するとともに、勤務開始の前までに事務取扱者に提出しなければならない。

（公務災害等）

第16条 学校看護師の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、労働者災害補償保険法又は群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和4

2年群馬県条例第36号)に定めるところによる。

(社会保険)

第17条 学校看護師の社会保険の適用については、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところによる。

(勤務条件の明示)

第18条 事務取扱者は、発令通知書(学校要領別記様式第1号)により、学校看護師に係る勤務条件の詳細を当該職員に通知するものとする。

2 前項の発令通知書に、任用期間終了後における、任用期間の更新の有無、再度任用の有無及び再度任用の判断基準を記載するものとする。

(名簿の整理等)

第19条 事務取扱者は、会計年度任用職員に関して会計年度任用職員名簿(学校要領別記様式第6号)を作成し、備えておくものとする(保存期間5年)。

2 事務取扱者は、前項の会計年度任用職員名簿の写しを毎月1日現在の状況で当該月の10日までに特別支援教育課へ提出するものとする。

ただし、当該年度中に会計年度任用職員名簿の内容に変更がない限り月々の報告は不要とする。

なお、3月分の提出以降年度末までの間に、会計年度任用職員名簿の内容に変更が生じたときは、年度末までの状況を次年度4月10日までに再度提出するものとする。

(履歴証明)

第20条 事務取扱者は、会計年度任用職員を退職した者が、会計年度任用職員として勤務していた期間の履歴証明書の交付を求めるときには、遅滞なく履歴証明書の発行を行う。

(条件付採用期間)

第21条 事務取扱者は、会計年度任用職員が職員の任用に関する規則に定める条件付採用期間(1月間。ただし、実勤務日数が15日に満たない場合、15日に達する日まで)を終えたときには、人事評価(条件付採用能力実証)シート(学校要領別記様式第9号)により、能力実証を行い、正式採用の可否を判断する。

(人事評価)

第22条 事務取扱者は、会計年度任用職員について、人事評価(条件付採用能力実証)シート(学校要領別記様式第9号)により、人事評価を行う(保存期間2年)。

2 前項に定めるもののほか、会計年度任用職員の人事評価に当たっては、群馬県職員人事評価実施要綱の定めるところによる。

(雑則)

第23条 この要領に定めるもののほか、学校看護師について必要な事項は別に定める。

(特殊事情による取扱い)

第24条 事務取扱者は、この要領により難い特殊事情がある場合には、教育長の承認を得て別に取扱方針を定めることができる。

附 則

この要領は、平成26年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成28年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成30年 4月 1日から施行する。

この要領は、令和 2年 4月 1日から施行する。

この要領は、令和 2年 6月 1日から施行する。

この要領は、令和 6年 4月 1日から施行する。

この要領は、令和 6年12月 1日から施行する。

群馬県医療・教育等連携推進協議会設置要項

(設置)

第1条 群馬県における医療的ケア実施体制及び病弱教育の実施体制を点検・評価するとともに、目的を円滑に達成するために群馬県医療・教育等連携推進協議会(以下「連携推進協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 連携推進協議会は、本事業に係る次の事項について、研究協議する。

- 1 本事業に係る計画と方法に関すること。
- 2 本事業に対する指導助言に関すること。
- 3 本事業の安全な実施状況の評価に関すること。
- 4 その他、本事業を進めるにあたり必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 連携推進協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命する。

- 1 学識経験者
- 2 福祉・医療機関の職員
- 3 学校の教職員
- 4 保護者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 連携推進協議会に、会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選により定める。

- 1 会長は、連携推進協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。
- 3 会長及び副会長が同時に事故ある時は、事務局がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、県教育長が招集する。

(事務局)

第7条 連携推進協議会の事務局は、特別支援教育課に置く。

附則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

医療的ケア等安全対策チーム設置要項

1 趣旨

この要項は、群馬県立学校医療的ケア支援事業実施要綱に基づき、医療的ケア等安全対策チームによる助言及び協力に関する必要な事項を定めるものとする。

2 組織

医学の専門家として、以下の者で組織する。

小児科・小児神経科・小児外科・神経内科等の医師

看護師

指導医等

3 業務内容

医療的ケア等安全対策チームの業務内容は次のとおりとする。

- (1) 医療的ケアの実施に当たり、事業対象校等から協議の申請があった個別具体的行為について、学校における当該行為の妥当性や安全性の観点から、実施に係る判断及び助言を行う。
- (2) 新たな個別具体的行為について協議し、実施の可否を判断する。
- (3) 承認済みの個別具体的行為について内容を確認し、実施上の助言を行う。

4 協議方法

- (1) 事業対象校長及び実施施設長は、協議の申請をしたい個別具体的行為について、特別支援教育課長あて別紙様式1「医療的ケア等安全対策チームに協議を依頼する行為」を提出する。
- (2) 特別支援教育課長は、日程調整の上、必要な医療的ケア等安全対策チーム委員を決定し、協議を行う。

5 協議に関する手続き

- (1) 医療的ケア内容の把握
特別支援教育課長は、別紙様式1により依頼のあった内容について、個別具体的行為の内容に係る対象児童生徒の実態、実施上の課題等を把握する。
- (2) 支援方法等の決定
 - ① 特別支援教育課長は、申請のあった個別具体的行為に係る実態把握結果を基に、医療的ケア等安全対策チーム委員を決定する。
 - ② 特別支援教育課長は、協議方法及び日程等について決定し、関係機関の長及び医療的ケア等安全対策チーム委員に通知する。

(3) 協議の実施

医療的ケア等安全対策チーム委員は、特別支援教育課長からの通知に基づき、協議の依頼のあった個別具体的行為等の医療的ケアについて協議し、学校における当該行為の妥当性や安全性の観点から、実施に係る判断及び助言を行う。

(4) 検討結果の報告

特別支援教育課長は、別紙様式2「医療的ケア等安全対策チームによる検討結果報告書」を作成し、事業対象校長及び実施施設長に通知する。

6 経費の支出

特別支援教育課長は、医療的ケア支援事業予算の範囲内で、医療的ケア等安全対策チーム委員派遣に要した費用（謝金、旅費等）を支出する。

7 その他

その他必要な事項については、群馬県教育委員会特別支援教育課が定める。

附則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

群馬県立特別支援学校訪問看護事業実施要綱

第1 目的

本事業は、「群馬県立学校医療的ケア支援事業実施要綱」第5（1）の規定に基づき、県立特別支援学校に通う医療的ケアが必要な児童生徒に対して、別に定める群馬県立特別支援学校医療的ケア支援医師派遣事業実施要項、群馬県立特別支援学校医療的ケア支援事業学校看護師設置運営要領等により群馬県立特別支援学校(以下「特別支援学校」という。)に看護師を派遣するものである。

第2 実施主体

事業の実施主体は、群馬県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）とする。なお、この事業を適切に実施できると認められる法人等に委託することができる。

第3 委託期間

委託期間は、事業開始日から翌年の3月31日までとする。

第4 実施方法

（1）事業対象校の選定

本事業の対象とする群馬県立特別支援学校は、群馬県立特別支援学校医療的ケア支援実施要綱で定められた対象校とする。

（2）看護師による医療的ケアの対象となる児童生徒の選定

（1）により選定した学校に通う児童生徒の中で保護者から医療的ケアの依頼があり、当該児童生徒の主治医の意見を踏まえ、実施施設又は県教育委員会が看護師による医療的ケアが適当と認めた者とする。

（3）看護師の業務内容

①看護師は、特別支援学校における教育活動（宿泊を伴わない学校以外の施設利用を含む）において、必要な医療的ケアを行うこととする。

②看護師は、実施施設、指導医、県教育委員会の指導及び助言に基づき、児童生徒に対し医療的ケアを実施するとともに、学校の教員、養護教諭及び保護者に対し、必要に応じて指導・助言を行う。ただし、医療的ケアの実施は、児童生徒の症状が安定し、健康上の不安がない状態に限って行うものとする。また、看護師は、業務上知り得た対象児童生徒に関する秘密を守り、他に漏らしてはならない。

（4）看護師の勤務時間

原則として、特別支援学校の授業日の午前9時から午後3時まで（うち休憩1時間）とするが、実施施設、事業対象校、県教育委員会の協議により時間帯を変更することは可能とする。

また、実施施設、事業対象校、県教育委員会は、協議により必要に応じて看護師の勤務日又は勤務時間を変更することができる。

（5）看護師による医療的ケアの内容

保護者からの依頼による吸引、経管栄養などで、実施施設又は県教育委員会

が看護師による医療的ケアが適当と認めた内容とする。

第5 事業の実施手続き

- (1) 本事業の受託を希望する法人等は、実施計画書(別記様式1号)及び事業見積書(別記様式2号)を県教育委員会に提出しなければならない。
- (2) 県教育委員会は、(1)により提出された実施計画書及び事業見積書の内容が適切であると認められた場合に事業を委託するものとする。
- (3) 実施施設は、業務実施月の翌月10日(3月は3月末日)までに看護実施報告書(別記様式3号)を、また、委託期間が満了した日に事業実績報告書(別記様式4号)を県教育委員会に提出する。
- (4) 県教育委員会は、事業実績報告書(別記様式4号)に基づき検査を行い、委託の額を確定し、受託法人等に通知する。確定額は、事業に要した支出額又は契約額のいずれか低い額とする。

第6 委託経費

- (1) 県教育委員会は、予算の範囲内で事業に関する経費(報酬、需用費(食料費、消耗品費、印刷製本費)、職員手当、共済費、旅費、通信運搬費、使用料及び賃借料、備品購入費)を委託費として支出する。
- (2) 県教育委員会は、委託費を、額の確定後に事業を受託した法人(以下「受託法人等」という。)に支払うものとする。なお、県教育委員会は、必要があると認めたときは、受託法人等の請求により、契約額を上限として概算払いをすることができる。
- (3) 受託法人等は、契約締結及び支払いを行う場合には、県教育委員会の契約締結及び支払いに関する規定に従い、経費の適正な使用に努める。
- (4) 事業の実施過程において、実施計画書の内容等に変更がある場合には、速やかに県教育委員会に報告し、その指示を受ける。
- (5) 委託費の収入及び支出に当たっては、他の経費と区分して帳簿を備え、領収書等の関係書類を整理し、経理の状況を明らかにしておくものとし、事業を実施した翌年度から5年間保存する。
- (6) 県教育委員会は、受託法人等が実施要綱若しくは委託契約書に違反したとき、委託事業の遂行が困難であると認めたときは、委託契約を解除し、経費の全部又は一部について返還を命ずることができる。

第7 実施上の留意事項

- (1) 実施施設は、事業の実施にあたり県立特別支援学校の関係者及び関係機関と十分に連携を図ること。
- (2) 実施施設は、実施主体である県教育委員会と連絡を密にするとともに必要な指導を受けること。

第8 医療的ケアの実施手続き等

別に定める群馬県立特別支援学校訪問看護事業(委託)取扱要領及び群馬県立特別支援学校訪問看護事業(委託外)取扱要領による。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

群馬県立特別支援学校訪問看護事業（委託）取扱要領

第1 目的

県立特別支援学校訪問看護事業実施要綱第5の規定に基づき、医療的ケアの実施手続き等についてその取扱いを定める。

第2 医療的ケアの定義

医療的ケアとは、たんの吸引（口鼻腔吸引、気管カニューレ内吸引等）、経管栄養（胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管による経管栄養等）、吸入などの日常的応急処置をいう。

第3 対象者

この事業の対象者は、特別支援学校において医療的ケアが必要な児童生徒とする。

なお、この場合においても対象者の主治医から常時保護者の付き添いの必要がなく、特別支援学校での派遣看護師による医療的ケアを受けることが適当と認められた者とする。

第4 推進委員会の設置

(1) 県教育委員会は、本事業を円滑に実施するために県立特別支援学校訪問看護事業推進委員会（以下「推進委員会」という。）を対象校ごとに設置するものとする。

(2) 組織

推進委員会は、原則として次の者をもって構成する。

- ・ 実施施設の職員
- ・ 対象校の教員
- ・ 保護者の代表者
- ・ 県教育委員会の担当者

(3) 検討事項

- ・ 県立特別支援学校における医療的ケアの実施について
- ・ 安心・安全な医療的ケアについて
- ・ その他

第5 実施

(1) 保護者の申請

医療的ケアを受けようとする保護者は、申請書（様式1）に児童生徒の主治医の紹介状（指示書）（様式2）を添えて実施施設長あて申請する。

なお、実施施設の医師が児童生徒の主治医でない場合は、児童生徒の状態と必要な医療的ケアを把握するために実施施設に受診するものとする。

また、入院等により状態に著しい変化があった場合は、再度、申請の手続きをとるものとする。

(2) 実施の検討及び結果の通知

ア 実施施設長は、利用の決定、解除及び医療的ケアの内容等について、対象校の教員を含めた検討部会を設置し、検討するものとする。

イ 検討部会での検討事項

- ・ 派遣看護師による医療的ケアの対象となる児童生徒の選定
- ・ 派遣看護師による医療的ケアの利用の解除
- ・ 派遣看護師による実施可能な医療的ケアの内容と範囲の検討
- ・ 医療的ケア利用予定表の作成
- ・ 派遣看護師と対象校教員との連携及び役割分担
- ・ その他

- ウ 検討部会での検討の結果、医療的ケアの実施が適当と認められたときは、実施施設長は保護者に利用の決定の通知（様式3-1）をする。また、医療的ケアの実施が適当でない
と認められたときは、実施施設長はその理由を添えて保護者に通知（様式3-2）する。
- エ 実施施設長は、保護者が利用の中止を希望（様式3-3）した場合又は対象者として適
当でない
と判断した場合は、検討部会で検討するものとする。
- 検討部会での検討の結果、解除が適当であると認められたときは、実施施設長はその理
由を添えて保護者に解除の通知（様式3-4）をする。

第6 医療的ケアの手順

(1) 個別医療的ケア計画の作成

- ア 実施施設長は、看護師に対し、速やかに医療的ケアの利用を決定した児童生徒の個別医
療的ケア計画（以下「医療的ケア計画」という。）（様式4）の作成を指示する。
- イ 派遣看護師は、保護者から直接医療的ケアの内容の説明を受けるとともに必要に応じて
主治医からの聞き取り及び指導を受け医療的ケア計画の作成を行う。
- ウ 実施施設長は、保護者に医療的ケア計画を添えて医療的ケアの開始を通知（様式5-
1）するとともに保護者からの同意（様式6）を得る。なお、対象校に対しても同様に通
知（様式5-2）する。

(2) 医療的ケアの実施

- ア 1か月の利用予定表の作成
- ① 保護者は、翌月の医療的ケアの利用予定を2週間前までに申し出ることとする。
 - ② 保護者からの申し出を受け、1か月の利用予定表を作成する。
- イ 当日の医療的ケアの流れ
- ① 保護者は、医療的ケアを利用する日には、実施カード（様式7）に必要事項を記入し、
派遣看護師に渡すとともに、児童生徒の当日朝における健康状態を説明する。実施カー
ドの内容等は、様式7を参考にして、児童生徒の実態に応じて定めるものとする。
 - ② 派遣看護師は、実施カード及び保護者の説明をもとに、健康状態に異常があると思わ
れる場合は、医療的ケアの実施について保護者と打ち合わせを行う。
 - ③ 派遣看護師は、医療的ケア計画に基づき医療的ケアを実施する。実施後は、実施カー
ドに必要事項等を記録するとともに必要に応じて、保護者に当日の実施状況について伝
える。

第7 医療的ケア実施上の一般的な留意事項

(1) 主治医、保護者との連携

- ア 派遣看護師は、児童生徒の健康状態について十分把握するため、必要に応じて主治医の
指導を受け、保護者の意見を聴取する。
- イ 保護者は、医療的ケアの実施に関し、派遣看護師との連携を図る。

(2) 対象校との連携

- ア 対象校の医療的ケアの実施に当たっては、児童生徒の担当教員と児童生徒の健康状態に
ついて十分情報交換を行い、お互いに役割分担を確認しながら実施する。
- イ 派遣看護師は、児童生徒の医療的ケアを実施する上で必要な場合及び教員が医療的ケア
を実施する上で必要と認めた場合は、対象校の教職員に対して指導・助言を行う。
- ウ 派遣看護師は、安全かつ適正に医療的ケアを実施するために、必要に応じて対象校の校
内委員会に対して指導・助言を行う。

(3) 緊急時の対応

- ア 実施施設長は、校長派遣する特別支援学校の校長と連携し、緊急連絡先を確認し、看護
師及び教員等関係者に周知するとともに、個別の緊急時の対応について具体化（様式8）
する。
- イ 派遣看護師は、医療的ケアの実施中に児童生徒の健康状態に異常が認められたときは、

医療的ケアを直ちに中止し、実施施設の指示を仰ぎ、養護教諭及び担任と連携して必要な応急措置をとるとともに緊急連絡先に連絡する。

ウ 緊急時の対応については、推進委員会等で定期的に見直を行う。

- (4) 実施施設長は、第6 医療的ケアの手順の一部について変更して実施する場合は、その手順等を県教育委員会へ報告するものとする。

第8 保護者負担

この事業を利用する場合、主治医の紹介状及び実施施設受診に係る経費は保護者が負担するとともに、医療的ケアを実施するにあたり、個別的に必要な物品については保護者が準備するものとする。

附 則

この取扱要領は、平成19年4月1日から施行する。

この取扱要領は、平成22年4月1日から施行する。

この取扱要領は、平成26年4月1日から施行する。

この取扱要領は、平成28年4月1日から施行する。

この取扱要領は、平成30年4月1日から施行する。

この取扱要領は、令和元年6月20日から施行する。

群馬県立学校訪問看護事業（委託以外）取扱要領

第1 目的

この要領は、群馬県立学校訪問看護事業実施要項及び群馬県立学校医療的ケア支援事業学校看護師設置運営要領の規定に基づき、群馬県立学校（以下「県立学校」という。）における学校看護師（以下「看護師」という。）による児童生徒の喀痰吸引等の医療的ケア（以下、「医療的ケア」という）の実施手続き等についてその取扱を定める。

第2 医療的ケアの定義

医療的ケアとは、喀痰吸引（口鼻腔吸引、気管カニューレ内吸引等）、経管栄養（胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管による経管栄養等）、吸入などの日常的応急処置をいう。

第3 対象者

この事業の対象者は、県立学校において医療的ケアが必要な児童生徒とする。

なお、この場合においても対象者の主治医から常時保護者の付き添いの必要がなく、県立学校において看護師による医療的ケアを受けることが適当と認められた者とする。

第4 指導医による看護師への指導・助言

医療的ケアを安全かつ適正に行うため、群馬県立学校医療的ケア医師派遣事業実施要項に基づき、県教育委員会は指導医による看護師への指導・助言を行う。

第5 推進委員会の設置

- (1) 県教育委員会は、医療的ケアを円滑に実施するために、対象校ごとに医療的ケア推進委員会を設置するものとする。
- (2) 組織
医療的ケア推進委員会は、原則として次の者をもって構成する。
 - ・ 事業対象校の校長、教員、養護教諭
 - ・ 看護師
 - ・ 指導医
 - ・ 保護者の代表
- (3) 検討事項
 - ・ 県立学校における医療的ケアの実施について
 - ・ 安心・安全な医療的ケアについて
 - ・ その他

第6 実施

- (1) 保護者の申請
医療的ケアを受けようとする対象者の保護者は、医療的ケア申請書（様式1）に群馬県医療的ケア主治医指示書（様式2）（以下「指示書」という。）を添えて、校長を経由し県教育委員会教育長あて申請する。
なお、指導医が児童生徒の主治医でない場合は、児童生徒の状態と必要な医療的ケアを把握するために指導医を受診することを原則とする。
また、入院等により状態に著しい変化があった場合は、再度、申請の手続きをとるものとする。
- (2) 実施の検討及び結果の通知
ア 県教育委員会は、医療的ケアの利用の決定、解除及び医療的ケアの内容等につい

て、事業対象校の教員、看護師、指導医を含めた検討部会を設置し、検討するものとする。

イ 検討部会での検討事項

- ・ 看護師による医療的ケアの対象となる児童生徒の選定
- ・ 看護師による医療的ケアの利用の解除
- ・ 看護師による実施可能な医療的ケアの内容と範囲の検討
- ・ 医療的ケア利用予定表の作成
- ・ 看護師と事業対象校教員との連携及び役割分担
- ・ その他

ウ 検討部会での検討の結果、医療的ケアの実施が適当と認められたときは、県教育委員会は保護者に利用の決定の通知（様式3-1）をする。また、医療的ケアの実施が適当でないと認められたときは、県教育委員会はその理由を添えて保護者に通知（様式3-2）する。

エ 県教育委員会は、保護者が利用の中止を希望（様式3-3）した場合又は対象者として適当でないと判断した場合は、検討部会で検討するものとする。

また、検討部会での検討の結果、利用の解除が適当であると認められたときは、県教育委員会はその理由を添えて保護者に解除の通知（様式3-4）をする。

第7 医療的ケア実施の手順

(1) 個別の医療的ケア計画の作成

ア 県教育委員会は、看護師に対し、速やかに医療的ケアの利用を決定した児童生徒の個別の医療的ケア計画（以下「医療的ケア計画」という。）（様式4）の作成を指示する。

イ 看護師は、保護者から直接医療的ケアの内容の説明を受けるとともに必要に応じて主治医からの聞き取り及び指導を受け医療的ケア計画の作成を行う。

ウ 県教育委員会は、保護者に医療的ケア計画を添えて医療的ケアの開始を通知（様式5-1）するとともに保護者からの同意（様式6）を得る。なお、事業対象校に対しても同様に通知（様式5-2）する。

(2) 医療的ケアの実施

ア 1か月の利用予定表の作成

① 保護者は、翌月の医療的ケアの利用予定を2週間前までに校長へ申し出ることとする。

② 校長は、保護者からの申し出を受け、担任、養護教諭、看護師に指示し、1か月の利用予定表を作成する。

イ 当日の医療的ケアの流れ

① 保護者は、医療的ケアを利用する日には、実施カード（様式7）に必要事項を記入し、看護師に渡すとともに、児童生徒の当日朝における健康状態を説明する。実施カードの内容等は、様式7を参考にして、児童生徒の実態に応じて定めるものとする。

② 看護師は、実施カード及び保護者の説明をもとに、健康状態に異常があると思われる場合は、医療的ケアの実施について保護者と打ち合わせを行う。

③ 看護師は、医療的ケア計画に基づき医療的ケアを実施する。実施後は、実施カードに必要事項等を記録するとともに必要に応じて、保護者に当日の実施状況について伝える。

第8 医療的ケア実施上の一般的な留意事項

(1) 指導医又は主治医、保護者との連携

ア 看護師は、児童生徒の健康状態について十分把握するため、必要に応じて指導医

又は主治医の指導を受け、保護者の意見を聴取する。

イ 保護者は、医療的ケアの実施に関し、看護師との連携を図る。

(2) 事業対象校との連携

ア 看護師は、対象校の医療的ケアの実施に当たり、児童生徒の担当教員と児童生徒の健康状態について十分情報交換を行い、お互いに役割分担を確認しながら実施する。

イ 看護師は、児童生徒の医療的ケアを実施する上で必要な場合及び教員が医療的ケアを実施する上で必要と認めた場合は、事業対象校の教職員に対して指導・助言を行う。

ウ 看護師は、安全かつ適正に医療的ケアを実施するために、必要に応じて事業対象校の推進委員会に対して指導・助言を行う。

(3) 緊急時の対応

ア 校長は、保護者から緊急連絡先を確認し、看護師及び教員等関係者に周知するとともに、個別の緊急時の対応について具体化（様式8）する。

イ 看護師は、医療的ケアの実施中に児童生徒の健康状態に異常が認められたときは、医療的ケアを直ちに中止し、指導医又は主治医の指示を仰ぎ、養護教諭及び担任と連携して必要な応急措置をとるとともに緊急連絡先に連絡する。

ウ 緊急時の対応については、推進委員会等で定期的に見直を行う。

(4) 校長は、第7 医療的ケアの手順の一部について変更して実施する場合は、その手順等を県教育委員会へ報告するものとする。

第9 保護者負担

県立学校において看護師による医療的ケアを利用する場合、指示書及び指導医への受診等に係る経費は保護者が負担するとともに、医療的ケアを実施するにあたり、個別的に必要な物品については保護者が準備するものとする。

附 則

この取扱要領は、平成26年4月1日から施行する。

この取扱要領は、平成28年4月1日から施行する。

この取扱要領は、平成30年4月1日から施行する。

この取扱要領は、令和2年6月1日から施行する。

群馬県立学校医療的ケア医師派遣事業実施要項

1 目的

本事業は、医療的ケアを実施する事業対象校へ医師を派遣し、教員及び看護師に対して指導・助言を行うことにより、県立学校内における安全・適正な医療的ケア実施体制の整備及び医療的ケアを必要とする児童生徒の教育の充実を図ることを目的とする。

2 実施方法

(1) 指導医の選定

実施施設の医師や運営協議会の医師、校医等の中から、各事業対象校と協議の上、県教育委員会が指導医を選定し、委嘱（別記様式1）する。

(2) 指導医による指導・助言の内容

指導医は、事業対象校において医療的ケアが実際に行われる場に立ち会い、教員及び看護師に対して医療的な指導・助言を行う。

また、教員が医療的ケアを行う事業対象校においては、当該校の要請に基づき、研修及び実施上必要な手続に対して指導・助言を行う。

(3) 実施期間及び訪問合計時間

実施期間は、当該の事業対象校に看護師が派遣されている期間とし、訪問合計時間については県教育委員会が決定する。

(4) 訪問日

指導医が事業対象校を訪問する日については、指導医の所属長と事業対象校が協議の上、決定する。

3 報酬等

報酬等については、県の規定に基づき支給する。

4 実施報告及び決算報告

本事業実施に当たり予算が配布された事業対象校は、県教育委員会に対して、事業終了後速やかに本事業実施報告書（別紙1）及び決算報告書（別紙2）を提出する。

5 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項はその都度定める。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

この要項は、令和2年6月1日から施行する。

群馬県立特別支援学校医療的ケア支援教員研修実施要項

1 目的

学校における痰の吸引等の医療的ケアが安全・適正に実施され、児童生徒の日々の教育の充実を図るため、認定特定行為業務従事者を養成するとともに、重度・重複障害児童生徒の教育にかかわるすべての教員が、児童生徒の障害の状態を理解し、かかわり方に関する確かな知識・技能を習得することを目的として研修を行う。

2 登録研修機関としての規定

(1) 登録研修機関

群馬県教育委員会は、学校における痰の吸引等の医療的ケアを実施するため、社会福祉士及び介護福祉士法に定める登録研修機関として群馬県知事の登録を受けるとともに、認定特定行為業務従事者を養成するための研修（厚生労働省令第126号別表第三）を実施する。

(2) 研修実施場所

研修実施場所は、登録特定行為事業者である医療的ケア事業対象校等を指定する。

(3) 研修実施時期

群馬県教育委員会は、各年度の初めに研修の実施期間を県内の各学校等に周知する。

(4) 研修の企画・実施

- ・ 群馬県教育委員会は、認定特定行為業務従事者を養成するため、喀痰吸引等に関する法律制度及び実務に関する科目について研修を企画し、関係機関及び学校へ周知する。
- ・ 群馬県教育委員会は、認定特定行為業務従事者として認定を受けようとする者に対して、公平・公正に研修を実施する。
- ・ 群馬県教育委員会は、厚生労働省令第126号別表第三に示す研修を修了した者について、課程ごとに研修修了証明書を交付する。
- ・ 研修に必要な費用（講師謝金、旅費、消耗品費等）及び器具については、群馬県教育委員会が予算の範囲内で支給する。

(5) 認定特定行為業務従事者の認定及び認定証の交付

群馬県教育委員会は、厚生労働省令第126号別表第三に示す研修を修了し、認定特定行為業務従事者の登録申請をした者について認定証を交付するとともに、研修修了者名簿を作成し、管理する。

(6) 都道府県知事への報告

群馬県教育委員会は、研修修了者名簿を群馬県知事に提出する。なお、提出時期は群馬県と群馬県教育委員会により調整のうえ決定する。

3 研修課程

(1) 認定特定行為業務従事者養成研修(厚生労働省令第126号別表第三)

① 基本研修

科 目	時 間
重度障害児・者の地域生活（学校生活）等に関する講義	2 時間
喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者の障害及び支援に関する講義 緊急時の対応及び危険防止に関する講義	6 時間
喀痰吸引等に関する演習	1 時間

② 実地研修

特定の者に対する喀痰吸引等の 実地研修	医師等の評価において受講者が修得すべき知識 及び技能を修得したと認められるまで実施
------------------------	--

(2) 群馬県教育委員会が定める研修

① 基礎分野研修

ア 目的

児童生徒の身体の成長・発達及び医療的ケアが必要となる疾患・障害に関する基礎を理解するとともに、児童生徒の健康状態の観察方法及び異常が生じた際の緊急対応の基礎を修得するとともに、教育の場における医療的ケアの在り方及びその意義について各学校で共通理解を図り、学校全体の健康・安全面での体制整備を推進する。

イ 研修対象者

事業対象校全教員

ウ 研修内容

障害の種類とその特性、バイタルサインチェックの基礎、感染症及びその対応、姿勢の在り方、重度・重複障害児童生徒の救急医療（緊急時の対処法）、教育の場における医療的ケアの在り方及びその意義、その他各事業対象校において必要とする内容

エ 実施方法

- 各事業対象校は、隣接する肢体不自由児施設の医師、看護師及び理学療法士等の専門職、または、その他の医療、療育、教育等の各機関の専門家を講師とした講義を実施する。また、各事業対象校は、群馬県教育委員会に対し、年度の初めに研修計画書【別紙1】を提出し、研修が終了した後は速やかに研修実施報告書【別紙2】を提出する。
- 研修の内容によっては、専門分野Ⅱの研修として兼ねることができる。

② 専門分野研修

専門分野Ⅰ

ア 目的

医療的ケアに関する一般理論を理解するとともに、基本的手段を修得する。

イ 研修対象者

- ・ 医療的ケアが必要な児童生徒に関係する教員等
- ・ 認定特定行為業務従事者の認定を受けた者のうち受講を希望する者

ウ 研修内容

呼吸機能障害の理解と介助方法、摂食機能障害の理解と介助方法（口腔衛生を含む）、てんかん発作の理解と対応、痰の吸引及び経管栄養の理解と実習、安全対策

エ 実施方法

- ・ 群馬県教育委員会は、県立小児医療センターと連携し、同センターの医師、看護師及び理学療法士等の専門職を講師とした講義及び実技を実施する。
- ・ 各事業対象校は、隣接する肢体不自由児施設の医師、看護師及び理学療法士等の専門職、または、その他の医療及び療育等の機関の専門家を講師とした講義及び実技を実施する。また、各事業対象校は、群馬県教育委員会に対し、年度の初めに研修計画書【別紙1】を提出し、研修が終了した後は速やかに研修実施報告書【別紙2】を提出する。

専門分野Ⅱ

ア 目的

日常的・応急の手当における支援方法を中心に、留意事項及び個別的・具体的な手技を修得する。

イ 受講対象者

医療的配慮を必要とする児童生徒に係わる教員

ウ 研修項目

バイタルサインチェックの実際、呼吸障害への対応、摂食機能障害への対応、感染症予防、姿勢介助及び姿勢変換（補助具等の活用方法を含む）、重度重複障害児童生徒の救急医療、緊急時の対処方法、その他各対象校において必要とする内容

エ 実施方法

- ・ 各学校は、実施施設の専門職等による講義あるいは臨床的指導を実施し、県教育委員会は予算の範囲内で謝金及び旅費を支給する。
- ・ 内容によっては、基礎分野の研修として兼ねることができる。
- ・ 各学校は、県教育委員会に対し、年度の初めに研修計画書【別紙1】を提出し、研修終了後、速やかに研修報告書【別紙2】を提出する。

オ 実施期間

各学校の実状に応じて計画的に実施する。

③ 個別研修

- ・ 教員が医療的ケアを実施する場合、医療的ケアが必要な個々の児童生徒について、その身体状況及び医療的ケアの実施に際しての留意事項を理解するとともに、当該児童生徒等に対する個別的な手技（異常が生じた際の緊急対応を含む。）を修得する。
- ・ 実施内容・方法等は、当該校が実施施設と連携し、校内実施要項にしたがって実施する。
- ・ 県教育委員会は、必要な事項を別に定める。

4 研修に係る講師

群馬県教育委員会は、各種研修が適切に実施するために必要な講師を関係機関と連携して確保するとともに、各事業対象校に派遣する。

講師の氏名、職名及び勤務先等については、別紙「介護職員等によるたんの吸引等（特定の者対象）研修指導者一覧」による。

5 研修に係る備品

群馬県教育委員会は、研修に必要な備品（別添「認定特定行為業務従事者養成研修（医療的ケア教員等研修）備品等一覧」）を整備・管理する。

ただし、実地研修については、医療的ケアを受ける本人が所有する器具を使用することとする。

6 その他

その他必要な事項は、群馬県教育委員会が決定する。

修学旅行等に係る県立学校医療的ケア学校看護師設置運営要項

(趣旨)

第1条 群馬県立学校が実施する修学旅行等（以下「修学旅行等」という。）において、より一層の安全性の確保及び円滑な実施のために、臨時的に付添う看護師（以下「看護師」という。）に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本要項において、看護師とは、看護師の資格を持つ者で、かつ、修学旅行等における、医療的ケアを必要とする児童及び生徒の安全を確保するため、付添いする者をいう。

2 本要項において、医療的ケアとは、群馬県立特別支援学校訪問看護事業取扱要領及び群馬県立学校訪問看護事業取扱要領に基づく検討部会の決定を受け、保護者に通知した医療的ケアの実施細目、内容の範囲内のものとする。

(対象校)

第3条 本要項の対象校は、群馬県立学校とする。

(同行基準)

第4条 校長は、医療的ケアを必要とする児童及び生徒が修学旅行等に参加する場合、安全、かつ、円滑な実施に当たり必要と認められる場合において、看護師を同行させることができる。

(身分等)

第5条 看護師は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

2 看護師は、業務遂行の適格を有するものについて群馬県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。

3 看護師の任用期間は、発令通知書（群馬県立学校会計年度任用職員任用要領別記様式第1号。以下同じ。）に記す期間とする。

(業務内容)

第6条 看護師の業務内容は、次の各号を参考として、校長が定めるものとする。

- (1) 児童生徒の医療的ケアの実施
- (2) 教員が実施する医療的ケアについて、安全を確保するための付添いや助言
- (3) 児童及び生徒の健康状態把握等の養護教諭の業務補助
- (4) 養護教諭不在時や、児童及び生徒の突然の健康状態悪化時に対する付添いや管理職等への助言
- (5) その他、児童及び生徒の安全を確保するための付添いや助言

(勤務時間等)

第7条 看護師の勤務時間は、1日当たり7時間45分以内を原則とし、勤務時間の割振り
は、校長が定める。

(報酬等)

第8条 第4条に定める看護師の付添いに関し、看護師が校長の命令により旅行した場合には、群馬県職員等の旅費に関する条例（昭和38年群馬県条例第24号）に定める基準により、旅費を支給する。

2 第4条に定める看護師の付添いに当たり、公立学校等会計年度任用職員の給与等取扱

要領に定める基準により、報酬を支給する。

- 3 通勤手当距離別支給額表により、通勤に係る費用弁償を支給する。

(服務規律)

第9条 看護師は、県民全体の奉仕者としての職責を自覚し、職務の遂行に当たっては全力をあげてこれに専念しなければならない。

- 2 看護師は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、規則及び規程に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。
- 3 看護師は、その職の信用を傷つけ、又は職員の全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 4 看護師は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 5 看護師は、法律、条例、規則及び規程又は労使協定に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、当該職務にのみ従事しなければならない。

(公務災害等)

第10条 看護師の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、労働者災害補償保険法又は群馬県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年群馬県条例第36号)に定めるところによる。

- 2 看護師が、緊急時において医療行為を行い、賠償する必要が生じた場合に備え、賠償責任保険に加入する。

(勤務条件の通知)

第11条 校長は、発令通知書により、看護師に係る勤務条件の詳細を当該職員に通知するものとする。

- 2 この要項に定めるもののほか、看護師の任用については、群馬県立学校会計年度任用職員任用要領によるものとする。

附 則

本要項は、平成27年 7月 1日から施行する。

本要項は、平成28年 4月 1日から施行する。

本要項は、令和 5年 9月20日から施行する。

本要項は、令和 6年12月 1日から施行する。

医療的ケア児通学支援事業要項

(目的)

第1条 本事業は、群馬県立学校医療的ケア支援事業実施要綱の趣旨に則り、喀痰吸引等特定行為を必要とする児童生徒の通学に係る支援を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本要項において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

一 教育委員会

群馬県教育委員会をいう。

二 訪問看護等事業者

訪問看護ステーションや放課後等デイサービス事業所等、児童生徒の医療的ケアに対応できる看護師が所属する事業者をいう。

三 看護師

対象児童生徒の医療的ケアを実施できる訪問看護ステーションや放課後等デイサービス事業所等の看護師をいう。

四 福祉タクシー等事業者

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業）について、同法に基づき国土交通大臣の許可を受けた事業者、又は自家用有償旅客運送（福祉有償運送）について、同様に許可を受けた事業者をいう。

五 学校

群馬県立学校医療的ケア支援事業実施要綱に基づき教育委員会が医療的ケア支援事業対象校として指定する学校のうち、県立特別支援学校をいう。

六 医療的ケア

たんの吸引（口鼻腔吸引、気管カニューレ内吸引等）、経管栄養（胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管による経管栄養等）、吸入などの日常的応急処置であって、第1条の喀痰吸引等特定行為のうち、教育委員会又は肢体不自由児施設等関係機関（以下、「実施施設」という。）が看護師による処置が適当と認めたものであり、学校生活において日常的に実施されている医療的ケアの範囲を超えないものをいう。

七 医療的ケア児

学校に在籍する児童生徒のうち、群馬県立学校医療的ケア支援事業実施要綱に基づき看護師派遣が適当と認められた者をいう。

八 自宅等

医療的ケア児の居宅又はその他これに準ずる場所であって、教育委員会がこれと同等と認めるものをいう。

九 車両

登下校のために福祉タクシー等事業者が用意し、管理する車両をいう。

(対象者)

第3条 本事業の対象となる医療的ケア児（以下、「対象者」という。）は次の各号のすべてに該当する者とする。

- 一 継続的に登校できており、学校での生活において日常的に安全な医療的ケアが実施できている者。
- 二 通学中に医療的ケアが必要で、スクールバスでは対応が困難な者。
- 三 安全面等の課題が確認されたとき、本事業による通学を休止又は中止することに同意している者。
- 四 本事業による通学を希望し、保護者が同意している者。

(実施方法)

第4条 対象者のうち学校が認めた者は、福祉タクシー等事業者の車両を使用して通学するものとする。

- 2 看護師は、車両に同乗し、対象者に対して、通学中に必要な医療的ケア及び状態の観察等を行うものとする。
- 3 第1項に規定する対象者及び看護師を車両に乗せ、自宅等と学校との間を輸送することに係る契約は、対象者又は保護者と福祉タクシー等事業者との間で締結等を行う。
- 4 第2項に規定する看護師が車両に同乗し、医療的ケア及び状態の観察等を行うことに係る委託契約は、学校と訪問看護等事業者との間で締結する。

(教育委員会の責務)

第5条 教育委員会は、医療的ケア児の学びの意欲を尊重するとともに、安全確保を最優先として、円滑かつ確実に本事業を実施するものとする。

(学校の責務)

第6条 学校は、訪問看護等事業者及び福祉タクシー等事業者の遂行に協力し、教育委員会、医療的ケア児、その保護者、実施施設及び医療機関と円滑な連携を図り、次の役割を果たすものとする。

- 一 群馬県立学校医療的ケア支援事業実施要綱等を遵守し、医療的ケアの実施に係る必要な措置を講じること。
- 二 本事業に関する医療的ケア児及びその保護者の相談等に応じ、又は、適切に対応すること。
- 三 訪問看護等事業者又は医療的ケア児の保護者から提出された書類を適切に処

理すること。

四 対象者が本事業を利用した通学を開始するにあたり、対象者、その保護者、訪問看護等事業者、福祉タクシー等事業者、実施施設、医療機関及びその他関係機関等と円滑な連携を図ること。

五 対象者の健康状態等に関して緊急対応が必要な場合等（以下「緊急時等」という。）には、対象者の保護者、教育委員会及び訪問看護等事業者等と連携し、迅速かつ適切な対応を行うこと。

（保護者の責務）

第7条 対象者の保護者は、学校、訪問看護等事業者、福祉タクシー等事業者、実施施設、医療機関及びその他関係機関等と円滑な連携を図り、次に掲げる事項に同意し、協力するものとする。

一 対象者の健康状態を確認し、必要に応じて学校、訪問看護等事業者、福祉タクシー等事業者、実施施設、医療機関及びその他関係機関等へその状態を連絡すること。

二 本事業の範囲を超える業務の依頼を訪問看護等事業者及び福祉タクシー等事業者に対して行わないこと。

三 対象者の車両への乗降が安全かつ確実に行われるよう、必要な協力を行うこと。

四 訪問看護等事業者又は学校が、対象者の健康状態等により、車両による通学を安全に行うことができないと判断したときは、必要に応じて、通学を見送る等の対応を行うこと。

五 車両による通学中、訪問看護等事業者又は学校と常時連絡が取れる状態を確保し、必要に応じて、所要の対応を行うこと。

六 緊急時等の対応が可能な医療機関を確保するとともに、その情報を学校、訪問看護等事業者及び福祉タクシー等事業者と共有し、緊急時等においてそれら関係機関から連絡があった場合には、直ちに当該医療機関及び学校に連絡すること。

七 学校へ申し出た内容に変更がある場合には、遅延なくその旨を申し出ること。

八 対象者が、第3条に該当しなくなった場合、本事業を利用した通学を休止すること。

九 医療的ケアに必要な医療器具や衛生物品は保護者が用意すること。

（訪問看護等事業者の責務）

第8条 訪問看護等事業者は、学校との委託契約に基づき誠実に業務を遂行するとともに、対象者、その保護者、学校、福祉タクシー等事業者、医療機関及びその他関係機関と円滑な連携を図るものとする。

2 学校の求めに応じ、医療的ケアの実施に係る必要な計画やマニュアル等を作成すること。

3 学校が求める本事業に係る会議等に参加すること。

(福祉タクシー等事業者の責務)

第9条 福祉タクシー等事業者は、対象者及びその保護者からの依頼に基づき誠実に業務を遂行するとともに、対象者、その保護者、学校、訪問看護等事業者、医療機関及びその他関係機関と円滑な連携を図るものとする。

2 対象者の車両乗車時、医療的ケア実施時及び緊急時等の対応に際し、訪問看護等事業者の本事業の遂行に協力すること。

3 学校が求める本事業に係る会議等に参加すること。

(補助金等)

第10条 福祉タクシー等事業者に支払う運賃相当額について、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)に定める就学奨励事業及びその他の予算補助により実施される特別支援教育就学奨励事業の補助を受けるにあたって、教育委員会、学校、対象者の保護者は、特別支援教育就学奨励事業の要綱等に従って必要な手続きを行うこと。

2 訪問看護等事業者の委託費用について、教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)の交付を受けるにあたって、教育委員会、学校は、教育支援体制整備事業費補助金の要綱等に従って必要な手続きを行うこと。

(予算の範囲)

第11条 本事業は、当該年度の予算の範囲内で行うものとする。

(その他)

第12条 本要項に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

本要項は、令和7年11月7日から施行する。

医療的ケア児通学支援実施要領

(目的)

第1条 本要領は、群馬県教育委員会（以下、「教育委員会」という。）が定める「医療的ケア児通学支援事業要項」に基づき、医療的ケア児通学支援事業（以下、「本事業」という。）について具体的な実施手続や支援内容等に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本要領において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

一 訪問看護等事業者

訪問看護ステーションや放課後等デイサービス事業所等、児童生徒の医療的ケアに対応できる看護師が所属する事業者をいう。

二 看護師

対象児童生徒の医療的ケアを実施できる訪問看護ステーションや放課後等デイサービス事業所等の看護師をいう。

三 福祉タクシー等事業者

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業）について、同法に基づき国土交通大臣の許可を受けた事業者、又は自家用有償旅客運送（福祉有償運送）について、同様に許可を受けた事業者をいう。

四 学校

群馬県立学校医療的ケア支援事業実施要綱に基づき教育委員会が医療的ケア支援事業対象校として指定する学校のうち、県立特別支援学校をいう。

五 医療的ケア

たんの吸引（口鼻腔吸引、気管カニューレ内吸引等）、経管栄養（胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管による経管栄養等）、吸入などの日常的応急処置であって、第1条の喀痰吸引等特定行為のうち、教育委員会又は肢体不自由児施設等関係機関（以下、「実施施設」という。）が看護師による処置が適当と認めたものであり、学校生活において日常的に実施されている医療的ケアの範囲を超えないものをいう。

六 医療的ケア児

学校に在籍する児童生徒のうち、群馬県立学校医療的ケア支援事業実施要綱に基づき看護師派遣が適当と認められた者をいう。

七 自宅等

医療的ケア児の居宅又はその他これに準ずる場所であって、教育委員会がこれと同等と認めるものをいう。

九 車両

登下校のために福祉タクシー等事業者が用意し、管理する車両をいう。

(事前相談)

第3条 本事業の対象となる医療的ケア児（以下、「対象者」という。）のうち、本事業を利用した通学の開始を希望する対象者本人又はその保護者（以下、「保護者等」という。）は、その旨を在籍する学校へ申し出るものとする。

- 2 保護者等は、申し出に際し、本要領その他本事業に係る関係書類を確認するとともに、必要に応じて学校に対し事業の説明を求め、趣旨及び必要な手続等について確認するものとする。
- 3 申出を受けた学校は、関係情報を収集し、指導医等に助言を求めたり、校内委員会で協議したりして、当該児童生徒が本事業の対象者に該当するかを確認するものとする。
- 4 学校は、対象者として認めることができれば、その旨を保護者等に連絡するものとする。

(医療的ケア主治医指示書)

第4条 前条で対象者として認めることができる旨の連絡を受けた保護者等は、対象者の主治医（以下、「主治医」という。）に医療的ケアに係る指示書（以下、「指示書」という。）の作成を依頼し、これを取得するものとする。

- 2 指示書の様式は、別に定めるものとする。
- 3 保護者等は、翌年度当初から本事業を利用した通学の開始を希望する場合、前条の事前相談及び第1項の指示書の取得については、別に定める学校生活において日常的に実施する医療的ケアに係る申請に併せて行うものとする。この場合、前条の学校からの連絡を待たずに指示書の取得を差し支えない。
- 4 指示書の作成及び取得に係る費用は、保護者等の負担とする。

(訪問看護等事業者の選定)

第5条 前条で指示書を取得した保護者等は、通学時に対象者と車両に同乗し、医療的ケアを実施できる訪問看護等事業者を選定するものとする。

- 2 保護者等は、訪問看護等事業者に通学経路や指示書等を提示し、次の各号について確認するものとする。
 - 一 訪問看護等事業者は、保護者等が指定した日時に、自宅等又は学校に集合し、対象者が乗る車両に同乗して医療的ケアを実施すること。
 - 二 前号の指定日時は、事前に保護者等が訪問看護等事業者と学校に連絡すること。
 - 三 訪問看護等事業者は、車両内において、指示書に基づく医療的ケアを対象者に対して実施すること。

- 四 訪問看護等事業者は、別に定める個別医療的ケア計画（以下、「個別医療的ケア計画」という。）を作成すること。
- 五 訪問看護等事業者は、別に定める個別救急マニュアル（以下、「個別救急マニュアル」という。）を作成すること。
- 六 訪問看護等事業者は、学校が求める会議へ参加すること。
- 七 訪問看護等事業者は、別に定める日報等学校が求める書類を作成すること。
- 八 車両の有無及び車両での対象者と看護師を輸送の可否。
- 九 契約は、訪問看護等事業者と学校との間で締結すること。

（福祉タクシー等事業者の選定）

- 第6条 前々条で指示書を取得した保護者等は、通学時に対象者と看護師を車両で輸送できる福祉タクシー等事業者を選定するものとする。ただし、前条第2項第8号により、訪問看護等事業者が保有する車両で対象者と看護師を輸送できることを確認した場合であって、当該訪問看護等事業者が道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業）について、同法に基づき国土交通大臣の許可を受けた事業者、又は自家用有償旅客運送（福祉有償運送）について、同様に許可を受けた事業者の場合に限り、当該訪問看護等事業者を福祉タクシー等事業者として選定できる。
- 2 保護者等は、福祉タクシー等事業者に通学経路や医療的ケア実施のための駐停車場所等を提示するなどして、次の各号について確認するものとする。
 - 一 福祉タクシー等事業者は、保護者等が指定した日時に、対象者と看護師を自宅等と学校との間で輸送すること。
 - 二 前号の指定日時は、事前に保護者等が福祉タクシー等事業者に連絡すること。
 - 三 途中、対象者へ医療的ケア実施のために駐停車する必要があること。
 - 四 学校内での乗降場所は、学校が指定する場所であること。
 - 五 通学に要する時間について確認すること。
 - 六 運賃、介助手数料、キャンセル料等の規定について確認すること。
 - 七 学校が求める会議へ参加すること。
 - 八 運賃に係る契約等は、福祉タクシー等事業者と保護者等との間で手続きすること。介助手数料等運賃以外に毎回の通学に必要な経費（以下、「介助手数料等」という。）がある場合に限り、当該経費に係る契約等は、福祉タクシー等事業者と学校との間で締結すること。
 - 九 その他、対象者と看護師の輸送に係る必要な事項について確認すること。
 - 3 保護者等は、福祉タクシー等事業者に見積書の作成を依頼し、これを取得するものとする。

（申請）

第7条 前々条及び前条で訪問看護等事業者及び福祉タクシー等事業者を選定した保護者等は、申請書（様式1）及び利用希望事業者届（様式2）を作成し、指示書及び福祉タクシー等事業者の見積書を添えて学校へ提出するものとする。

2 前項で申請書を受理した学校は、訪問看護等事業者及び福祉タクシー等事業者へ本事業について説明し、賛同を得るよう努めるものとする。

3 学校は、訪問看護等事業者に対して、個別医療的ケア計画の様式、個別救急マニュアルの様式及びその他学校が作成を求める書類を送付し、作成方法について説明するものとする。

4 学校は、訪問看護等事業者に見積書の作成を依頼し、これを取得するものとする。

5 学校は、福祉タクシー等事業者の見積書の内容に不明確な点がある場合は、保護者等及び福祉タクシー等事業者に確認するものとする。

（通学開始に向けた会議）

第8条 学校は、対象者が安全かつ確実に本事業を利用した通学を実施するために保護者等、訪問看護等事業者及び福祉タクシー等事業者等が参加する連携会議を開催するものとする。

2 学校は、保護者等、前条において賛同を得られた事業者及び学校が必要と認める者に対して、開催日を連絡するものとする。

3 本会議では、対象者が安全かつ確実に通学するため必要な諸事項及びその他必要な事項について確認するものとする。

4 学校は、協議内容を記録した協議書を作成し、これ保管するものとする。参加者の求めがある場合、複数部作成し、各参加者に交付することができる。

（承認）

第9条 前条の会議を経て、学校が対象者の安全かつ確実に本事業を利用した通学について実施可能と判断した場合は、承認書（様式3）を作成し保護者等へ通知する（以下、「承認」という。）ものとする。

2 学校は、前項の判断にあたって、必要に応じて指導医等に助言を求めたり、校内委員会で協議したりするものとする。

（訪問看護契約）

第10条 前条の承認を決定した学校は、訪問看護等事業者との間で契約等の利用開始に必要な手続を行うものとする。

2 前項の手続については、第5条第2項で保護者等が訪問看護等事業者へ確認した事項及び前々条の会議で確認した事項に加え、次の各号について確認すること。

一 訪問看護等事業者は、作成した個別医療的ケア計画及び個別救急マニュアルを学校に提出すること。

- 二 訪問看護等事業者は、対象者の健康状態等を把握するため、必要に応じて、主治医の指導を受けたり、保護者等の意見を聴取したりすること。
- 三 訪問看護等事業者は、乗車直前から降車時までの対象者の健康状態の確認し、乗車時から降車時までの健康状態等を日報に記入の上、その日報を学校へ提出すること。
- 四 看護師が集合時に自家用車等を使用する場合、その自家用車等は、登校時においては保護者等、下校時においては学校の指定した場所に駐車させること。
- 五 看護師の自家用車等が、登校時においては自宅等、下校時においては学校に駐車してある場合、対象者降車後、看護師が、登校時においては自宅等、下校時においては学校へ移動するために係る経費（以下、「交通費」という。）を学校が支払うこと。ただし、当該対象者が利用する訪問看護等事業者と福祉タクシー等事業者が異なる場合や、訪問看護等事業者の所有車両等で看護師を輸送できない場合に限り支払うものとし、その額は、原則として公共交通機関利用相当額とする。
- 六 キャンセルに係る規定について確認すること。
- 七 その他、対象者の医療的ケア及び契約に係る必要な事項について確認すること。

（車両契約）

- 第 11 条 前々条の承認を受けた保護者等は、福祉タクシー等事業者との間で、利用開始に向けた必要な手続を行うものとする。
- 2 特別支援教育就学奨励費（以下、「就学奨励費」という。）の対象となるのは、対象者等の輸送に係る運賃相当額であって、介助手数料等は含まれないことに留意するものとする。
 - 3 前々項の手続を終えた保護者等と福祉タクシー等事業者は、乗車区間、通学に要する時間、保護者等の都合により発生したキャンセル料や本事業の対象外となる利用の料金の支払い等に係る同意書（様式 4）を作成し、学校へ提出するものとする。
 - 4 前項の同意書を受理した学校は、介助手数料等が発生する場合、福祉タクシー等事業者との間で、契約等の必要な手続を行うものとする。
 - 5 前項の手続については、前々項の同意書の内容、第 6 条第 2 項で保護者等が福祉タクシー等事業者へ確認した事項及び第 8 条の会議で確認した事項に加え、対象者と看護師の輸送及び契約に係る必要な事項について確認するものとする。

（個別医療的ケア計画）

- 第 12 条 前々条の手続を終えた後、訪問看護等事業者は、指示書等を基に個別医療的ケア計画及び個別救急マニュアルを作成するものとする。個別医療的ケア計画及び個別救急マニュアルの作成にあたっては、必要に応じて、主治医の指導を受けたり、保護者等から医療的ケアの内容の説明を受けたりするものとする。
- 2 個別医療的ケア計画及び個別救急マニュアルを作成した訪問看護等事業者は、そ

の内容について保護者等に十分に説明の上、学校へ提出するものとする。

- 3 前項で個別医療的ケア計画及び個別救急マニュアルを受領した学校は、必要に応じて指導医等に助言を求め、別に定める学校生活において日常的に実施する医療的ケアであることを確認するものとする。
- 4 前項で学校生活において日常的に実施する医療的ケアであることを確認し、前条第4項の手続を終えた学校は、本事業を利用した通学開始許可書（様式5）を作成し、個別医療的ケア計画及び個別救急マニュアルを添えて保護者等に通知するものとする。
- 5 前項の通知を受けた保護者等は、個別医療的ケア計画及び個別救急マニュアルを確認し、同意できれば、同意書（様式6）を作成し、学校へ提出するものとする。

（同一事業者の場合）

第13条 対象者が利用する訪問看護等事業者と福祉タクシー等事業者が同一の場合、当該事業者は、訪問看護等事業については第10条のとおり、福祉タクシー等事業については第11条のとおりとして別に手続を行うものとする。

（試走）

- 第14条 前々条第5項で個別医療的ケア計画に同意した保護者等は、事前に日時を指定し試走を実施するものとする。
- 2 前項の試走は、第8条の会議で確認した事項、第10条及び第11条の契約等に基づく内容を踏まえ、対象者が安全かつ確実に本事業を利用した通学を実施するために必要な事項について、保護者等、学校、訪問看護等事業者及び福祉タクシー等事業者が確認するものとする。
 - 3 第1項の試走は、少なくとも1回は実施し、その結果、安全が確認できない場合は、必要な回数これを実施するものとする。
 - 4 保護者等は、第1項の試走を実施するときは、その旨を学校、訪問看護等事業者及び福祉タクシー等事業者へそれぞれ連絡し、調整を図るものとする。
 - 5 第1項の試走においては、車両に対象者と看護師に加え、保護者も同乗するものとする。

（通学の手順）

- 第15条 本事業を利用した通学を実施しようとする場合は、保護者等は学校、訪問看護等事業者及び福祉タクシー等事業者へ、原則として翌月の予定を前月の15日までにそれぞれ連絡し、調整を図るものとする。
- 2 訪問看護等事業者は第10条、福祉タクシー等事業者は第11条の契約等にそれぞれ基づき、必要な人員等を手配し、登校時においては自宅等、下校時においては学校へ集合するものとする。

- 3 登校時においては保護者が、下校時においては学校が、遅延なく対象者が車両に乗車できるよう、事前に対象者の支度を調えるものとする。
- 4 保護者等は、別に定める実施カードを自宅等に到着した看護師に渡し、当日の健康状態を説明するものとする。下校時においては、学校が追記した実施カードを学校に到着した看護師に渡し、当日の健康状態を説明するものとする。
- 5 実施カードを受け取った看護師は、本事業を利用した通学が可能か、乗車前に対象者の健康状態を保護者等と確認するものとする。
- 6 本事業を利用した通学が可能な状態であれば、福祉タクシー等事業者等あらかじめ定めた者が対象者を車両に乗車させるものとする。
- 7 看護師は、対象者乗車後に同乗し、出発時に対象者の健康状態を確認して日報に記入するものとする。
- 8 前項の健康状態の確認後、福祉タクシー等事業者は車両を出発させるものとする。
- 9 車両走行中、看護師は対象者の健康状態を絶えず確認し、必要があるときは、車両を駐停車させ、医療的ケアの実施等必要な処置を実施するものとする。ただし、車両を停車できない状態で緊急的に医療的ケアを行う必要があると訪問看護等事業者が判断する場合は、この限りでない。
- 10 福祉タクシー等事業者は、看護師の求めに応じて速やかに安全な場所に車両を駐停車させるものとする。
- 11 登校時においては学校に、下校時においては自宅等に車両が到着した際、看護師は対象者の健康状態を確認し、日報に記入するものとする。その他、必要な事項も日報に記入するものとする。
- 12 前項の健康状態の確認後、福祉タクシー等事業者等あらかじめ定めた者が対象者を車両から降車させ、登校時においては学校へ、下校時においては保護者へ対象者を引き渡すものとする。
- 13 対象者が降車後、看護師は、対象者乗車時に受けた保護者等又は学校からの健康状態の説明に加え、車内での健康状態を保護者又は学校へ説明し、第4項で受け取った実施カードを渡すものとする。
- 14 登校時においては、看護師は前項の説明の際に日報を学校へ提出するものとする。下校時においては、当該下校を実施した翌月10日までに学校へ日報を提出するものとする。ただし、3月については、月末までに提出するものとする。

(緊急時等)

- 第16条 前条の通学中、対象者の健康状態等に関して緊急対応が必要な場合等には、看護師はあらかじめ定める個別救急マニュアルに従い、適切に対応するものとする。
- 2 看護師または福祉タクシー等事業者は、必要に応じて救急要請を行い、当該事実を速やかに保護者及び学校に連絡するものとする。

(キャンセル)

第 17 条 第 14 条第 4 項又は第 15 条第 1 項の調整後に試走又は本事業を利用した通学の実施を中止する場合、保護者等は、その旨を学校、訪問看護等事業者及び福祉タクシー等事業者へそれぞれ連絡するものとする。

- 2 臨時休校等、学校の都合で中止となる場合、学校は、その旨を保護者等に連絡し、保護者等が訪問看護等事業者及び福祉タクシー等事業者へそれぞれ連絡するものとする。
- 3 訪問看護等事業者又は福祉タクシー等事業者の都合で中止となる場合、原則として、各事業者は、その旨を保護者等及び学校に連絡し、保護者等が他方の事業者へ連絡するものとする。

(変更手続)

第 18 条 通学路の変更、訪問看護等事業者又は福祉タクシー等事業者の変更、医療的ケアの内容の変更等、本事業の利用に係る事項について変更が生じる場合、速やかに保護者等は、その旨を学校及び必要に応じて各事業者に連絡するものとする。

- 2 前項の連絡後、保護者等及び学校、必要に応じて訪問看護等事業者及び福祉タクシー等事業者は、変更内容に基づき、対象者が安全かつ確実に通学するために確認が必要な事項について、本要領で定める指示書の取得、会議及び試走等を再度実施するものとする。

(再開)

第 19 条 対象者が一時的に本事業の対象とならなくなったが、同一年度内において再度本事業の対象となり、本事業を利用した通学を再開しようとする場合等においては、必要に応じて本要領で定める指示書の取得、会議及び試走等を再度実施するものとする。

(対象者の再確認)

第 20 条 すでに本事業を利用している対象者であっても、毎年度、「医療的ケア児通学支援事業要項」第 3 条の規定に適合しているか否かを確認するものとする。

- 2 前項の確認は、原則として年度末に行い、翌年度における本事業を利用した通学の対象者であるか確認するものとする。
- 3 前二項の確認の結果に応じて、本要領で定める手続を再度実施するものとする。ただし、訪問看護等事業者及び福祉タクシー等事業者が翌年度も同一の事業者であって、対象者の状態や各事業者のサービス内容に変化がない場合は、試走等の一部手続について省略できる。

(キャンセル料)

第 21 条 第 10 条の学校と訪問看護等事業者との契約における保護者等又は学校の都合によるキャンセル料は、訪問看護等事業者の規定を踏まえ契約時に定める。

2 第 11 条の学校と福祉タクシー等事業者との契約における保護者等又は学校の都合によるキャンセル料は、福祉タクシー等事業者の規定を踏まえ契約時に定める。

3 保護者等の都合により発生したキャンセル料については、保護者等がこれを負担するものとする。学校が保護者等に臨時休校等連絡したのにもかかわらず、保護者等が訪問看護等事業者及び福祉タクシー等事業者に連絡するのを失念したなどの場合も保護者等の都合とみなす。ただし、対象者の直前の体調不良等やむを得ない事情がある場合においては、その限りでない。

(予算範囲内の実施)

第 22 条 本事業は、本事業に係る当該年度の予算の範囲内とし、利用回数等は、毎年度、教育委員会が定める。

2 予算を超える場合は、前項の利用回数に満たない場合でも、事業を一時停止することがある。

(その他)

第 23 条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和 7 年 1 1 月 7 日から施行する。

3 学校における医療的ケア Q&A

医療的ケアガイドライン Q & A

Q 1 特別支援学校以外でも、医療的ケアを実施できますか。

- A 小・中学校、高等学校等でも医療的ケアを実施することができます。
県立学校においては新たに医療的ケアを必要とする児童生徒等の在籍があった際には、本人や保護者からの申請により医療的ケアを実施するための体制を整えています。
市町村立学校園では、市町村ごとに看護師配置や看護師派遣等、医療的ケアに係る体制を整えています。

Q 2 学校における医療的ケアを実施するまでの手続きを教えてください。

- A ガイドラインP19「Ⅲ 医療的ケア実施に係る手続きと様式集」に、医療的ケア実施までの手続きについてフローチャートで示しました。
保護者の申請、主治医の指示、指導医の確認等、手順が多くなっておりませんが、学校において医療的ケアを安全・安心な状態で実施するために必要な手順です。
また、県立学校では、原則として毎年度指導医の受診をお願いしています。指導医に医療的ケア対象児童生徒等の状態を把握してもらうための重要な手続きですので、ご理解をお願いします。

Q 3 主治医の「指示書」とは、どのようなものですか。

- A 様式2が主治医指示書です。
看護師等及び認定特定行為業務従事者が医療的ケアを行う場合には、医師の指示が必要となります。医師が常駐していない学校で医療的ケアを実施するために、あらかじめ医師（主治医）が指示書を作成する必要があります。看護師は指示書を基に個別医療的ケア計画を作成し医療的ケアを実施しますので、非常に重要な役割を果たしています。
このため、指示書の記載内容に責任を負う主治医と学校との連携は不可欠となります。
主治医は、医療的ケア児一人一人の健康状態、医療的ケアの範囲や内容、実施する学校の状況等を踏まえて、明確な内容の指示書を作成する必要があります。

Q 4 主治医が指示すれば、どのような医療的ケアでも実施が可能ですか。

- A 特定行為については実施可能ですが、特定行為以外の行為については、学校におい

て実施可能か個別に検討が必要です。

主治医指示書の内容や学校からの情報等から、教育委員会が必要に応じて医療的ケア等安全対策チーム等を招集し、どうすれば学校において安全に実施できるかについて検討します。

Q 5 教員も、研修を受けることで医療的ケアを実施できますか。

A 教員が医療的ケアを実施するためには一定の研修を修了し、喀痰吸引等の業務の登録認定を受けることで一定の条件の下に特定の医療的ケアを実施できます。一定の条件の下でなければ教員は実施できません。

「一定の条件」とは勤務する学校が事業の一環として、たんの吸引等の業務を行うとして都道府県に登録することです。登録のための要件は「医師、看護職員等の医療関係者との連携の確保」「記録の整備、その他安全かつ適正に実施するための措置」などです。群馬県立学校では二葉特別支援学校、二葉高等特別支援学校、あさひ特別支援学校が登録特定行為事業者となっています。

Q 6 医ケアを実施する看護師は、校外学習に同行できますか。

A 同行することができます。

校外学習における医療的ケアの実施に当たっては、普段と異なる場所であるということ considering して計画を立て、実施します。

なお、県立学校では、校外学習のうち泊を伴うものについては、保護者に協力をお願いする場合があります。

Q 7 医ケアを実施する学校看護師は、修学旅行に同行できますか。

A 同行することができます。

なお、泊を伴うものについては、Q 6 の A と同様です。

Q 8 保護者の協力とはどういうことですか。

A 児童生徒の医療的ケアを保護者が実施することです。

県立学校では、基本的には看護師が、医療的ケアを実施するための手続を進めていきます。

新規の利用者で医療的ケア実施のために保護者からの引継ぎが必要な場合や、長期の入院後など体調に変化がある場合、普段と体調が異なる場合など、保護者に医療的

ケアの実施をお願いすることがあります。

Q 9 学校における看護師は、職務上どのような立場になりますか。

A 県立学校において、各校が雇用し配置している看護師は、会計年度任用職員です。会計年度任用職員は、正規職員と同様に、地方公務員法が適用される「一般職の地方公務員」のうち、一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の勤務形態であるものです。守秘義務や職務に専念する義務などの服務規程の適用を受けることとなります。また、学校職員として扱われます。

肢体不自由特別支援学校3校については、隣接する医療機関から看護師が派遣されています。

Q 10 医療的ケアの実施記録等各種様式については全ての医療的ケア実施校で統一されるということですか。

A 統一はしません。ガイドラインを基に各校の実情に合わせて作成します。

Q 11 医療的ケア実施の手続について、ガイドラインのフローチャートと異なる手順で行うことは可能ですか。

A 県立学校では、フローチャートのとおりに進めます。

Q 12 肢体不自由特別支援学校以外の学校で教員が実施できる行為がありますか。

A 医療的ケアを実施することはできません。

直接医療的ケアを実施することはできませんが、ケア実施後の物品等の洗浄や片付けなど、医行為以外は実施可能です。事前に看護師等と実施可能な行為について確認し、より安全に看護師が医療的ケアを実施できるよう連携することが大切です。

Q 13 医療的ケア申請に必要な書類について、入学が決まった2月以降に保護者へ説明したり、書類を渡したりして良いでしょうか。

A 可能です。

入学後できるだけ早くケアが開始できるよう、入学が決まった2月以降、医療的ケア申請について説明をし、必要書類の作成を始めます。

Q 1 4 学校医は検討部会に出席するのでしょうか。

A 必ず出席を求めるものではありませんが、学校医からの意見が必要な場合など出席をしていただく必要があります。

学校における安心、安全な医療的ケアの実施のために学校医と連携することが必要です。